

統計法制度に関する研究会 報告書

〔 統計調査の民間委託・統計データの二次的利用の促進について 〕

平成18年6月
統計法制度に関する研究会

- 目次 -

はじめに	1
基本的な考え方	
1 統計の意義と秘密の保護、調査対象者の信頼確保	2
2 当研究会の検討課題	2
統計調査の民間委託の推進について	
1 民間委託の現状	5
2 民間委託に関する法的措置の検討の必要性	5
3 情報の保護の観点からの検討	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 受託者等の義務等	7
ア 秘密の保護義務	7
イ 秘密の漏洩に対する措置	8
(ア) 基本的な考え方	8
(イ) 具体的な措置	8
ウ 調査票等の適正管理義務	9
(ア) 指定統計調査	9
(イ) 届出統計調査・承認統計調査	10
エ 公表期日前漏洩に対する措置	10
オ 統計の改ざん行為に対する措置	11
4 民間委託統計調査の適切な実施の観点からの検討	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 受託者等の要件等	12
(3) 実地調査権	13
(4) 統計調査員	13
(5) 法定受託事務の民間委託	14
統計データの二次的利用の促進について	
1 統計データの二次的利用の促進の必要性	16
2 現行統計法に基づく調査票の使用	17
(1) 現行統計法上の調査票の使用形態と問題点	17
ア 指定統計の作成	17
イ 統計法第15条に基づく調査票の目的外使用	17
(ア) 調査票の目的外使用制度の現状	17
(イ) 調査票の目的外使用制度の問題点	19
(2) 新たな統計データの使用形態の検討	19

3	指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い	20
(1)	統計目的の使用と統計目的以外の使用の区分	20
(2)	統計目的の統計データの使用	20
ア	法制上の位置付け	20
イ	統計データの使用形態別の取扱い	22
(ア)	個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的による使用	22
(イ)	オーダーメイド集計の実施	22
(ウ)	匿名標本データの作成・提供	25
(エ)	インサイト利用等	28
(オ)	調査対象名簿作成目的の調査票の使用	29
(3)	統計目的以外の調査票の使用	30
4	使用目的の明示等	31
(1)	使用目的の特定と明示	31
ア	行政機関個人情報保護法との関係	31
イ	調査票の使用目的の特定	31
ウ	調査票の使用目的の明示	32
(ア)	統計目的の調査票の使用	32
(イ)	統計目的以外の調査票の使用	32
(2)	使用目的の公表	33
5	統計データの使用に当たり必要となる秘密の保護等の措置	33
(1)	統計データの利用者に係る規定	33
(2)	秘密の保護	33
(3)	調査票等の適正管理義務	34
(4)	秘密漏洩等に対する罰則	34
6	統計データアーカイブ	34
(1)	統計データアーカイブ機能	35
(2)	調査票の保存	35
7	届出統計調査及び承認統計調査について	36
(1)	統計データの使用の法制的な取扱い	36
(2)	統計データ利用者に係る措置	37

参考資料

はじめに

当研究会は、統計調査の民間委託の一層の推進、統計データの二次的利用の促進等の課題について、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、総務省統計局統計基準部長（平成 17 年 8 月 15 日からは政策統括官（統計基準担当））の求めにより開催されたものであり、平成 16 年 11 月 29 日から平成 18 年 5 月 29 日まで計 15 回にわたり、統計調査の民間委託及び統計データの二次的利用の促進に関する法制上の論点について検討を重ね、本報告書を取りまとめるに至った。

なお、経済社会統計整備推進委員会の後継組織として内閣府に設置された統計制度改革検討委員会においても、統計に係る新たな法制度の基本的な枠組みや「司令塔」の在り方について議論が重ねられ、報告書が取りまとめられることとなっている。同委員会の報告書においては、国の行政機関が作成する統計について、基幹統計・一般統計に区分し、その役割・位置づけにふさわしい規律をそれぞれ設けることなど現行の統計法制度の抜本的な改革について提言される見込みであるが、本報告書においては、現行の統計法・統計報告調整法の体系を前提とした記述となっており、今後、本報告書の提言を受けて政府において具体的な立案作業を進めるに当たっては、全体として一つの法制度として機能するよう、統計制度改革検討委員会の報告書との整合を図りつつ検討することが必要である。

基本的な考え方

1 統計の意義と秘密の保護、調査対象者の信頼確保

統計は、人口、社会、経済等に関して、世帯や事業所・企業等の一定のその集団の状態を統計的手法を用いて正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、最近では、政策効果の事前・事後の評価のための指標としても重要性が高まっているなど、国や地方公共団体の行政運営上根幹的な基盤として極めて重要な役割を果たしている。

また、これにとどまらず、社会・経済の状況が大きく変化する中で、大学などにおける学術研究や、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上でも統計は重要性を増している。

社会、経済等の状況に関し正確な統計を作成するためには、国民や企業に対して、その秘密に属する事項についても報告を求めることが必要となる。国民や企業の側にとっては、外部に知られたくない個人情報や企業の経営状況等について時間を割いて申告することになり、心理的・物理的な負担感を伴うことになるが、統計が国家、社会、個々の企業や世帯にとって不可欠な情報基盤であることにかんがみれば、政府として統計の重要性に対する国民の関心と理解を深めるための取組を進めるとともに、国民や企業に対し、統計調査への協力を求めていくことが必要である。

また、調査実施者等においては、国民や企業の負担の下に集められた個人や企業の秘密に属する情報について、その保護に万全を期すことが正確な統計の作成には不可欠であり、秘密の保護なくしては統計調査に対する調査対象者の信頼を確保することはできず、一旦信頼が損なわれるとその回復は容易でない。

2 当研究会の検討課題

我が国の統計法制度は、統計に関する基本法である統計法（昭和 22 年法律第 18 号）と統計報告に関する国民負担を軽減し、行政事務の能率化を図ることを目的として制定された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の二法が中心となっている。

これらの法律については、制定後、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理による昭和 57 年の改正、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）の制定に伴う昭和 63 年の改正など、関連法令の制定・改正等に伴う改正が逐次行われてきているが、近年では、以下のような統計調査を取り巻く環境の変化等への対応が重要な課題となってきている。

行政改革が進展する中で、行政機関の事務であっても、民間に委託した方が効率的なものについては、民間委託が推進され、これまでも統計調査については、相当程度の業務の民間委託が行われてきたが、近年、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等により、包括的民間委託を含め、一層の民間委託の推進が求められている。

一方、平成17年4月の個人情報保護法制の施行や個人情報の漏洩事件等の多発等により、国民や企業の個人情報保護に対する意識が一層高まり、統計調査への協力を得ることが困難になることが懸念される状況となっている。

また、調査票等の統計データについては、国民の資源を投入して収集・作成されるものであり、学術研究や教育目的等を含め、できる限りその有効活用を促進することが求められており、これまでも、統計データの二次的利用の促進については、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)等において指摘されてきている。

一方、現行制度では、指定統計調査により集められた調査票を指定統計の作成以外の目的に使用することは原則として禁止され、目的外使用については、秘密の保護に欠けることがなく、高い公益性を有する場合に限り認められてきた。

統計法では、秘密の保護義務や調査票の適正管理義務、秘密の漏洩に対する罰則等の規定が置かれるなど、秘密の保護のための措置が講じられており、これまでの統計行政においても、秘密の保護と調査対象者の信頼確保については特に配慮されてきた。統計法の制定以来、今日までに調査環境が大きく変化するとともに、統計に対するニーズが多様化・高度化してきていることに加え、情報技術の発達により匿名化など秘密保護と高度利用を両立させるための技術も著しく進歩してきたことから、統計法制度について必要な見直しを行うべき時期に来ていると考えられる。

なお、平成16年11月に内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会が平成17年6月10日に取りまとめた報告書「政府統計の構造改革に向けて」においても、統計調査事務の民間委託の推進及び統計情報の多様かつ高度な利用の推進に伴う法制上の課題について、当研究会において検討を行うことが求められている。

当研究会においては、昨今、調査環境が悪化し、調査対象者の統計調査に対

する協力を引き続き確保することが重要となっていることを踏まえ、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等に十分配慮しつつ、統計調査の民間委託を一層推進するとともに統計データの二次的利用の促進についての様々な要請に応えるために、統計法制上講ずべき措置について検討を行った。

統計調査の民間委託の推進について

1 民間委託の現状

行政機関が行う統計調査については、従来から、その企画立案から集計公表、その後の保管等一連の業務を行政機関が行うことを基本としつつも、部分的には外部に委託して行われていた。しかし、行政改革が進展する中で、行政として必要な業務であっても当該業務を行政機関自らが行う必要性に乏しく、民間に委託した方が効率的である事務・事業については民間委託を進めることが方針とされ、統計調査もその対象とされてきた。

近年では、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」において、統計事務（集計、データベース作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進めることとされている。

その推進状況を見ると平成 16 年度末では、指定統計調査 56 調査中 40 調査、届出統計調査及び承認統計調査 359 調査中 268 調査において、それぞれ何らかの業務の民間委託が実施され（合計すると全体で 415 調査中 308 調査と 7 割超の統計調査で民間委託が実施されている。）しており、民間委託が進展している状況が窺える。

また、民間委託を適切に実施していく上で必要となる調査対象者の信頼確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」に基づき、民間委託を実施するに当たって各府省等が講ずべき措置が「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）として取りまとめられ、今後はこれを踏まえて包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進することとされている。

さらに、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、試験調査等の結果を踏まえて、指定統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けて取組を進めることとされ、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる市場化テスト法）（平成 18 年法律第 51 号）が成立するなど、一層の民間委託が求められている状況にある。

2 民間委託に関する法的措置の検討の必要性

(1) 上記 1 のとおり、統計調査の民間委託については、一定の進展が見られるものの、今後、統計調査の包括的な民間委託を含め一層の推進が求められている状況にある。

国の行政機関が実施する統計調査は、多数の個人・事業所等を対象に、個人情報や、経営状況等の法人等情報を収集する活動であり、特に指定統計調査は、調査対象者に申告義務を課して収集する調査である（任意申告である

届出統計調査や承認統計調査についても、国の調査であるということが調査対象者に相応の心理的な負担感、義務感を民間の統計調査以上に与えていると考えられる。)ことから、その情報の漏洩等を防止し、情報の適切な管理の徹底を図ることにより、統計調査に対する国民の信頼確保に万全を期しつつ民間委託の推進を図ることが重要である。

(2) 特に、個人情報の取扱いについては、平成 17 年 4 月から、個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関や民間事業者等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた個人情報保護法制が施行されたことにより、従来に増して一層慎重な対応が求められている状況にある。しかし、同法制の施行後においても、個人情報の漏洩事件がしばしば報道され、国民の個人情報保護に対する意識が一層高まっていることからすると、統計調査によって集められる情報の取扱いについても、調査対象者の不安が強まる恐れがあり、統計調査の円滑な実施に具体的な支障が生じることが懸念される状況となっている。

(3) 統計調査により集められる個人情報については、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用、提供されること、統計上の目的以外での使用が厳しく制限されていること等を理由に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)(以下「行政機関個人情報保護法」という。)の適用除外とされている。

もっとも、統計調査により集められた情報については、これまでも厳格に保護が図られてきており、また、統計調査を民間委託した場合にあっても、これまでは、各調査実施者において、現行の統計法等に基づき、委託先の監督等の措置を講じてきている。

しかし、国の統計調査は、原則として、国民との信頼関係の下に実施されているものであり、一旦、統計調査により集められた情報の漏洩等の事件が発生してしまうと、当該統計調査だけでなく国の統計調査全体に対する国民の信頼が揺らぎ、その適切な実施を損なうこととなりかねない。

このような統計調査の性質にかんがみると、これまで統計調査の委託先からの漏洩事件等は発生していないが、統計調査を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、包括的民間委託を含めた統計調査の民間委託の一層の推進を図っていくためには、行政機関個人情報保護法制の研究会報告(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について」(平成 13 年 10 月 26 日))において、「統計調査の実施における個人情報の取扱いについて、関係省庁は、個人情報保護の観点から、一層厳格な運用が確保されるように

するための方策について検討し、所要の措置を講ずる必要がある」とされていたことも考慮に入れ、統計調査に対する国民の信頼を確保しつつ適切な民間委託の推進を図るための法制上の措置について、検討することが必要である。

3 情報の保護の観点からの検討

(1) 基本的な考え方

統計調査に対する国民の信頼を確保していくためには、統計調査により集められた情報の保護がとりわけ重要と考えられる。

情報の保護に関して統計法では、まず、調査対象者の情報について、全ての統計調査に関して、秘密の保護義務規定、当該統計の作成以外に調査票を使用することの原則禁止規定及び調査票等を適正に管理する調査実施者の義務規定を定めるとともに、指定統計調査の秘密の漏洩等に対する罰則を規定し、さらに、指定統計調査結果の情報について、公表期日前漏洩及び改ざん行為の禁止並びにこれらの違反に対する罰則を規定している。

統計調査の民間委託の推進に資するためには、上記2のような統計調査をめぐる状況の変化を踏まえ、情報の保護の観点から調査実施者である行政機関に対して統計法が規定するこれらの義務や罰則については、統計調査の業務を受託した民間機関に対しても、同様に適用する方向で検討することが必要である。

その際、調査対象者の情報の保護に関して、個人情報についてのみを適用対象とするべきかどうかについては、統計法は、個人情報と法人等情報を特に区別していない。これは、統計調査は、個人、法人等様々な者を調査対象としており、いずれの場合も統計法上の秘密の保護や統計の真実性の確保の観点からは同等に取り扱うべきとの考えにより特に区別していないものと考えられるため、今回の検討に当たっても、統計調査により収集される個人情報と法人等情報の取扱いについて特段の差異を設ける必要は特にないと考える。

(2) 受託者等の義務等

ア 秘密の保護義務

統計法は、調査対象者の情報について、第14条において、指定統計調査、届出統計調査及び承認統計調査のいずれの場合であっても、調査の結果得られた秘密が保護されるべきことを定めており、同条は、その義務が課される主体を明示していないため、広く一般に義務が及ぶものと

解されている。

したがって、統計調査の業務を受託して行う者（以下「受託者」という。）受託者から業務を請け負った再委託先（以下「再受託者」という。）及び受託業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。再委託先の業務に従事する者を含む。）に対しても、秘密の保護義務は既に法律上課されていると解されるので、この点については新たな法的措置は不要と考えられるが、秘密の漏洩及び窃用に係る罰則規定など他の条文も含めた全体の整理の中で、より明確な規定の仕方についても検討することが適当である。

イ 秘密の漏洩に対する措置

(ア) 基本的な考え方

統計法では、調査実施者たる行政機関の職員や統計調査員等が指定統計調査の調査対象者の秘密の漏洩等を行った場合、これらの者に罰則を科すこととしている。

統計調査の受託者、再受託者及び受託業務従事者（以下「受託者等」という。受託関係終了後の者を含む。）が、委託契約に反する行為等を行った場合、行政機関は委託契約の解除や具体的な損害を被ったときには損害賠償を請求することが可能であるが、受託者等が調査対象者の情報の漏洩等を行った場合には、上記2のような状況の変化を踏まえ調査対象者の情報の保護を徹底するため、行政機関の職員等に科されるのと同様の罰則を科すことが適当である。

なお、行政機関個人情報保護法により公務員及び個人情報の取扱業務の受託者に科されている個人情報の漏洩に関する罰則は、電算処理ファイル化された個人情報の漏洩の場合及び不正な利益を図る目的で個人情報を漏洩した場合に区分してそれぞれ規定されているが、統計法は、このような区別を設けていない。

これは、統計法は、調査対象者の情報を保護し、統計調査に対する信頼を確保することを重視する観点から、どのような媒体・目的による漏洩であるかにかかわらず罰することとしているためと考えられる。このため、受託者等に罰則を科すことの検討に当たっても、媒体別及び目的別に区分した特段の差異を設ける必要は特にないと考える。

(1) 具体的な措置

統計法第19条の2第1項は、指定統計調査の調査対象者の情報の漏

洩及び窃用について、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金を科すと定めている。同条は、「指定統計調査に関する事務に従事する者」に適用するとされているが、受託者等がこれに含まれて適用されるかどうか条文上明確ではないため、適用されることが明確になるよう規定を整備することが適当である。

また、統計法は、届出統計調査及び承認統計調査の調査対象者の情報の漏洩については罰則を設けておらず、公務員の場合には公務員法制上の守秘義務違反で罰せられるにすぎないが、これらの情報についても秘密の保護が図られるべきことに変わりない。統計調査により集められる情報の厳格な取扱いが一層必要とされている状況を踏まえると、これらの調査に関しても、公務員及び受託者等に対する新たな罰則の規定を整備することが適当である。

なお、具体的な量刑については、統計法上の他の罰則、行政機関個人情報保護法等の他の法律の罰則との関係を踏まえて定めることが適当である。

ウ 調査票等の適正管理義務

(ア) 指定統計調査

統計法は、第15条の3により、指定統計調査の実施者は、調査対象者の調査票等を適正に管理すべきことを定めている。

同条に規定する「調査実施者」については、同条が昭和63年に行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第5条に個人情報の安全確保等に係る行政機関の責務が規定されることに合わせて新たに設けられたものであるという経緯を踏まえれば、単に調査業務を実地に執り行う者という趣旨ではなく、調査実施に責任を有する行政機関を意味すると解される。

また、受託者における適正な管理については、これまでは、調査実施者が、同条に基づく措置の一環として受託者が適切な管理を行うよう指示する等の必要な措置を講ずることで担保されてきた。

他方、行政機関個人情報保護法では、行政機関からその事務事業の実施に関して個人情報の取扱いを受託している以上、行政機関と同様の厳しい規律を確保する必要があるとの趣旨により、同法第6条の安全確保の措置を執る義務が受託者に課されている。

このため、上記2のように統計調査により集められる情報の一層厳格な取扱いが必要とされる状況の変化を踏まえると、統計法においても、指定統計調査の受託者に対して行政機関と同様の適正管理義務を

法律上課することが適当である。

この適正管理義務の具体的内容としては、管理体制を構築し調査票等を取り扱う者を限定すること等の他、例えば、委託された集計以外の集計や集計結果の不正利用の禁止なども考えられ、受託者の適正管理義務の履行に万全を期するためには、これらの具体的事項をガイドライン等により明確化しておくことが適当である。

なお、受託者から更に業務の委託を受けた再受託者については、行政機関個人情報保護法においては受託者と同様の安全確保措置の義務は課せられていないが、再受託者が直接調査票等を取り扱うこととなれば、当然ながらその取り扱う情報を適正に管理すべきであることから、受託者と同様の法律上の義務を課すことが適当と考える。

(イ) 届出統計調査・承認統計調査

統計法第 15 条の 3 は、届出統計調査及び承認統計調査の調査対象者の調査票等についても、調査実施者は適正に管理すべきことを定めている。これは、昭和 63 年の法改正時に調査票等の適正管理の義務は統計調査に共通して遵守されるべき基本的事項であるとして、そのように規定されたものであり、これらの統計調査により集められる情報についてもその厳格な取扱いは今後も引き続き求められることから、これらの統計調査の受託者についても指定統計調査の受託者と同様に法律上の義務を課すことが適当である。

なお、地方公共団体が行う届出統計調査については、地方自治の本旨を尊重し、統計法第 15 条の 3 を適用せず、第 15 条の 4 に基づき調査票等の適正な使用及び管理に努めることとされていることから、地方公共団体の届出統計調査の受託者については、統計法上の義務を直接課すのではなく、地方公共団体がその判断に基づき、委託先に対し調査票等の適正管理に必要な措置を講ずるよう求めることが適当である。

エ 公表期日前漏洩に対する措置

統計法第 19 条の 2 第 2 項により、国の実施する統計調査のうち特に指定統計調査については、総務大臣の承認を得た場合のほか集計結果を公表期日以前に漏らした場合には、罰則が科せられることとなっている。受託した業務内容が集計業務等の場合には、当該業務の受託先においても公表期日前に指定統計調査の集計結果を知り得るが、このような受託者等に適用されるかどうか条文上明確ではないため、適用されることが

明確になるよう規定を整備することが適当である。

なお、届出統計調査及び承認統計調査については、このような罰則規定は調査実施者に対しても設けられていないが、指定統計と比較した場合の統計の重要性等にかんがみれば、改めて罰則を設ける必要はないと考えられ、調査実施者に罰則を科すものでない以上受託者等に罰則を科すことも適当ではないと考える。

オ 統計の改ざん行為に対する措置

統計法第 19 条第 4 号により、指定統計調査に関する事務に従事する者が、指定統計調査の結果を真実に反するものたらしめた場合には、罰則が科せられることとなっている。同条の適用対象は「指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者」とされ、既に広く「その他の者」を罰則の対象者としていることから、当該規定については受託者等に適用されることは明確であるが、上記イ及びエのとおり統計法第 19 条の 2 の規定の見直しを行うことと併せ、規定を整備することが適当である。

なお、届出統計調査及び承認統計調査については、統計法第 19 条第 4 号と同様の罰則規定は調査実施者に対しても設けられていないが、指定統計と比較した場合の統計の重要性等にかんがみれば、改めて罰則を科す必要はないと考えられ、調査実施者に罰則を科すものでない以上受託者等に罰則を科すことも適当ではないと考える。

4 民間委託統計調査の適切な実施の観点からの検討

(1) 基本的な考え方

上記 1 のとおり、統計調査の民間委託は、現行法令の下でも既に行われているが、現行の統計法は、統計調査の調査方法や民間委託に関して特に具体的な規定を設けていない。統計調査を民間に委託して実施するかどうかを含めその適切な実施を確保する仕組みは、指定統計調査であれば、まず調査実施者が具体的な調査方法等を企画し、その内容について統計審議会の意見を聴いた上で、総務大臣が承認することにより確保されることとなっている（統計法第 7 条等）。また、届出統計調査については、調査実施者が具体的な調査方法等を総務大臣に届け出ることとされており、承認統計調査については、総務大臣の承認を得ることとされ、その統計調査が統計技術的にみて合理的でない等の場合に、総務大臣はその調査の変更又は中止を求めることができるとされている（統計法第 8 条、統計報告調整法第 5 条、第 10 条等）。

このように、統計調査の民間委託を行うかどうかも含め具体的な調査方

法等については、それぞれの統計調査ごとに決定されることとなっている。

しかし、個別の統計調査ごとの判断になるとしても、統計調査の民間委託の推進に資するためには、現行の統計法制上の仕組みの中に民間委託の推進に支障を生じるような点があるかどうか、検討することが必要である。具体的には、受託者等の要件等や、統計法で具体的に規定する統計調査員（第 12 条）や実地調査権（第 13 条）を民間の受託者等に認めるべきかどうか、また、統計法及び統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）により法定受託事務とされている指定統計調査の事務を地方公共団体が民間委託することについてはどうか、という点について検討を行う必要がある。

(2) 受託者等の要件等

民間委託の適切な実施を確保する観点から、行政機関にあっては、統計法第 10 条が、統計官、統計主事という統計調査に関する専門的技術的事務に従事する者を置くことができる旨の規定を置いていることと対比して、受託者等についても同様に統計調査の適切な遂行に必要となる受託者等の能力等について、あらかじめ法律上一定の要件を定めておくことが求められるのではないかとの考えがある。

しかし、実態上は、統計官、統計主事は、ほとんど置かれておらず、民間企業においては、既に、統計調査、世論調査等がこれまで多数実施されていることから、相当水準の業務遂行能力が確保し得る状況にあると考えられる。したがって、委託先については、委託契約を締結する過程で審査等を行うことにより、それぞれの統計調査の内容に応じた適切な委託先を選定することで特段支障はないものと考えられ、新たに法律上の要件等を定める必要はないと考える。

また、統計調査の受託者等については、上記 3 のとおり、行政機関の職員と同等の法律上の義務を課し、その義務違反に対する罰則を科すこととすれば、特に問題はないと考える。

ただし、受託者等において秘密の保護を始め委託業務の適正な執行が確保されることに資する観点からは、統計調査の実施に際して調査実施者において従来確保されていた管理体制や秘密の保護措置等を参考に、受託者に対し、秘密の保護のために適切な措置を講じることや調査票データへのアクセス管理の徹底等調査票等を適正に管理する設備・管理体制の整備等を求める等の措置を講じるとともに、適宜業務遂行状況の確認等を行うことが適当である。

なお、統計調査の民間委託は、従来、会計法等の手續に則って行われており、この場合の受託者等については、上記 3 のとおり、行政機関の職員

と同等の法律上の義務を課し、その義務違反に対する罰則を科すこととすれば、特に問題はないと考える。また、今後いわゆる市場化テスト法の施行後には、同法上の手続に則った民間委託も行い得ることとなり、この場合の受託した民間の従事者については、同法の「みなし公務員」(委託した業務に従事する者を公務員とみなし、刑法等の罰則を適用すること。)の規定が適用されることになっている。

(3) 実地調査権

統計法第 13 条の実地調査権については、指定統計調査の場合にのみ認められるものであるが、これまで調査実施者や地方公共団体においても行使された実績はほとんど皆無であるから、受託者にこれを認める必要性は低く、仮にその行使の必要性が生じた場合であっても調査実施者や地方公共団体の職員が行使することにより対応できるものと考ええる。

なお、この実地調査権は、相手方の意思にかかわらず一方的・強制的に権力を行使する「実力行使」でなく、拒否者に対する罰則(統計法第 19 条第 3 号)を背景に義務の履行を求めることができるにとどまり、実力行使を行うことはできない「間接強制」に該当すると解される。その場合、公権力の行使としての性格は相対的に弱いことから、これを新たに受託者に認めることも考えられる。

しかし、間接的であれ強制的・強権的に統計調査を行うことにつながる権限を受託者に付与することは、統計調査を取り巻く環境の厳しい状況を踏まえると、統計調査の適切な実施の基礎となる国民との信頼関係を揺るがすことにつながりかねないため、慎重であるべきと考える。

(4) 統計調査員

指定統計調査は、調査対象が膨大なものが多く、常勤の公務員だけでは対応が不可能な場合が多いことから、調査票の確実な配布・収集を行い、正確な申告を確保し、統計の真実性の確保に資するため、統計調査員を活用するものが多い。この統計調査員について、非常勤の公務員としての守秘義務を課し、その違反に罰則を科すとともに、実地調査権を付与する必要があることから、その法律上の設置根拠として統計法第 12 条が規定されている。

受託者においても、調査票の確実な配布・収集等のため、調査員を活用する必要性が生じる場合が考えられるが、その設置の根拠規定がなくとも、受託した業務の遂行に必要な従業員等を契約により調査員として自由に雇用でき、それらの者には統計法第 14 条の守秘義務が適用され、その違反に

対する罰則についても上記3(2)イのとおり措置することとし、また、上記4(3)のとおり実地調査権の付与を行わないとすれば、受託者に係る統計調査員の規定を新たに設ける必要はないと考える。ただし、統計調査を取り巻く環境の変化により実査業務が難しくなっている現状を踏まえると、実際に調査員を活用する際には、都道府県等が統計調査員を選任、任命する際に通常求めている資質等と同等の資質等を基準に調査員が確保されるよう、適切な措置を講じることが必要と考える。

(5) 法定受託事務の民間委託

政府の行う指定統計調査に関する事務の一部は、統計法及び同法施行令等により第一号法定受託事務とされている。これまで、指定統計調査に関する事務を地方公共団体が包括的に民間委託した例はないが、今後、市場化テスト法の施行等により一層民間委託が進められる状況の中でそのような動きが出てくることも考えられるため、指定統計調査の事務を地方公共団体が包括的に民間委託することが可能であるかという問題について検討する必要がある。

第一号法定受託事務は、国が本来果たす役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又は政令に定められている事務であるが（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）自治事務と同じく地方公共団体の事務であるので、地方自治法上は、指定統計調査に関する事務であっても、法令上民間委託が明示的に禁止されていない限り、地方公共団体自らの判断により民間委託を行うことは可能となっている。

しかしながら、指定統計調査において法定受託事務を定めているのは、当該指定統計調査を適切に実施する方法として、国及び地方公共団体という行政機関がそれぞれ自らの役割として実施することが適当であると判断されたためと考えられ、また、各指定統計調査の実施方法等は、統計審議会の意見を聴き、総務大臣が承認した上で、調査規則等に基づいて適正な処理がなされるよう措置されている。

このような趣旨を踏まえると、単に地方公共団体が自らの判断のみにより、指定統計調査の事務を包括的に民間委託した場合、それが調査実施者が統計法第7条等の規定に基づき総務大臣に申請し承認を得た調査方法に明らかに反することとなれば、統計法に抵触するものと考えられる。

このため、調査実施者が、統計の正確性の確保等の観点から、地方公共団体が包括的に民間委託を行うことが可能と判断したものについては、包括的民間委託に当たり地方公共団体が講ずべき措置等について定めた調査

の計画案を作成した上で、当該計画案について統計法第7条等の規定に基づき統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要と考える。

また、調査実施者は、指定統計調査に係る法定受託事務の適正な執行を確保する観点から、地方公共団体が包括的民間委託を実施する場合の留意事項などを地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務の処理基準等として、地方公共団体に明示することが適当であると考えます。

なお、法定受託事務の処理基準等において、どのような内容を定めるかについては、調査の規模や内容等に応じて異なり得るものと思われるが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」に基づき総務省統計局において実施される試験調査等の結果等を踏まえつつ、具体的な検討を行うことが適当と考える。

統計データの二次的利用の促進について

1 統計データの二次的利用の促進の必要性

昭和22年の統計法制定以降、国の行政機関や地方公共団体（以下「行政機関等」という。）が実施する統計調査は、基本的に、調査実施者である各行政機関等自らが各種の行政施策を講ずるに当たり、必要となる基礎資料を得ることを主な目的として実施されてきた。指定統計調査の結果については、統計法の規定により公表が義務付けられており、公表の早期化、提供形態の多様化等、国民の利用に資するための様々な取組も行われてきている。一方、統計調査によって集められた調査票は、秘密の保護等の調査対象者の利益の保護の考え方と相俟って、基本的には、調査実施者における行政施策のための基礎資料としての統計の作成のみに用いられることが前提とされてきた。調査実施者以外の行政機関が行政上の必要から別の集計を行う場合等、それ以外に必要な場合については、例外的な措置として、統計法第15条第2項に基づく指定統計調査の調査票の目的外使用という形で調査票が使用され、統計の作成等が行われてきた。

統計目的の使用の基礎となる調査票¹やその調査票を加工して作成されるデータ等（以下「統計データ」という。）を調査実施者による指定統計作成以外の目的に使用すること、いわゆる統計データの二次的利用の促進については以前から指摘をされてきているが、特に近年、社会の統計に対するニーズの多様化や、情報通信技術の発展等に伴い、調査実施者たる行政機関等以外でも統計データを活用できる環境も整いつつあることを受け、新たな統計データの使用形態として調査票に匿名化のための加工を施す匿名標本データに関する技術的な研究等、統計データの利用促進のための取組が行われてきた。

こうした取組を踏まえ、「統計行政の新たな展開方向」、「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会報告書）等において、統計データの利用に関する制度的な検討が求められている。

秘密の保護や調査対象者の信頼確保等、これまで統計法制度において保護してきた諸価値の重要性については今日も全く変わるところはなく、むしろ、近年の個人情報保護法制の施行等に伴い、その重要性は一層高まってきている。その一方、統計データも含め、政府が作成する統計は国民の資源を投入して収集、作成されるものであり、国民の共有の財産として、幅広く用いられるべきものであることが強く意識されていることから、調査実施者における行政施策のための基礎資料の作成以外の目的のためにも、統計データの有

¹ この場合の「調査票」とは、個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書を意味し、電磁的記録も含まれる。また中間集計表等も「調査票」に該当することがある。

効活用を図ることができる仕組みを構築する必要がある。

当研究会では、これまでの各種提言等や今日の社会情勢等を踏まえ、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等、統計法制度が保護すべき価値に十分配慮をしつつ、統計データの利用の促進に対応した統計法制度について検討を行った。

なお、当報告書は、統計データを検討対象としたものであるが、その他、行政機関等が収集、保有している各種の行政記録一般の統計目的への活用等については、内閣府の「統計制度改革検討委員会」(委員長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授)において検討が行われたところであり、統計データの利用に関する統計法制度の立案に当たっては、同委員会の検討結果についても留意する必要がある。

2 現行統計法に基づく調査票の使用

(1) 現行統計法上の調査票の使用形態と問題点

ア 指定統計の作成

統計法は、国民生活にとって重要であり、基本的な政策決定の基礎資料として必要となる統計等について、「指定統計」として指定することにより、その整備を図っていくこととしている(統計法第2条)。この指定統計を作成するための調査として実施されるものが「指定統計調査」であり(統計法第3条)、この指定統計調査の結果は、速やかに公表しなければならないこととされている(統計法第16条)。これは、かつて国家機密の保護の名の下に統計の公表が行われなかったことへの反省に立ち、統計調査の改善発達のために多数の者の目に触れさせるとともに、統計は国民の共有の財産として、広く国民の利用に供することを目的としている。この趣旨を踏まえ、統計調査結果の公表の早期化や提供方法の多様化等の取組を進めることにより、統計の利用の促進に努めてきた。

このような指定統計調査を実施する際には、統計調査の重複の除去や統計体系の整備等の統計法の目的に資するため、調査実施者たる行政機関等は、調査の目的、事項、集計事項等について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならないこととされている(統計法第7条)。

イ 統計法第15条に基づく調査票の目的外使用

(ア) 調査票の目的外使用制度の現状

統計法は、秘密の保護及び調査対象者の信頼の確保を図るため、指定統計を作成するために集められた調査票を「統計上の目的」以外に使用することを禁止している(統計法第15条第1項)。この場合の「統計上

の目的」とは当該指定統計を作成することを指すものと理解されており、あらかじめ総務大臣の承認を受けた集計事項の作成以外に調査票を使用することは原則として認められていない。

しかしながら、既存の指定統計調査の調査票を当該指定統計作成以外の目的にも活用することにより、国民や企業の調査負担の軽減につながり、また、結果として公益に資する場合があることから、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示した場合に限り、指定統計調査の調査票を「統計上の目的」以外の目的、すなわち当該指定統計の作成以外の目的に使用することができることとされている（統計法第 15 条第 2 項）。

この指定統計調査の調査票の目的外使用の承認に関する具体的基準、手続等については、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」（平成 17 年 8 月 15 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定²。以下「目的外事務処理要領」という。）において定められている。同要領によれば、指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の判断に当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を損なうことがないように、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、当該使用が公益性の高いものであると認められる場合であることを承認の基本的な要件としている。より具体的には、例えば、調査票の使用者の範囲について、国の行政機関若しくは地方公共団体の職員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は法令の規定により公務に従事するとされている者（国公立の学校、研究所及び病院の役職員は除く。）については、基本的に問題ないとし、その他の者の場合は大学、病院、研究施設その他これらに相当する研究施設（以下「研究機関等」という。）に勤務する職員であり、かつ、当該研究機関等における研究について、行政機関又はそれに準ずる機関との共同研究、行政機関又はそれに準ずる機関からの委託又は補助を受けた研究、行政機関又はそれに準ずる機関により当該使用が公益性を有する旨の文書が添付された研究のいずれかの要件に該当する研究の一環として使用される場合に限り、調査票の目的外使用が承認される取扱いとなっている。

このように、調査票の目的外使用制度において「秘密の保護」と「公益性の高いこと」を要件としているのは、調査票の内容が漏洩又は窃用される可能性を法律上の守秘義務や罰則等のみにより完全に払拭する

² 総務省統計局統計基準部の総務省政策統括官（統計基準担当）への移行に伴い、昭和 40 年 2 月 26 日制定の「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」を引き継ぐため、形式的に再制定したものである。

ことは困難であり、仮に、一旦、漏洩又は窃用があった場合には、統計調査全体に与える影響が大きいこと、また、調査対象者においては、国の統計調査に協力することで国や社会一般に対し多大な貢献をしているとの認識を有していると考えられるが、このような認識に反してみだりにその申告内容が使用されることとなれば統計調査に対する信頼を損なうおそれがあること等の考え方に基づくものである。

(1) 調査票の目的外使用制度の問題点

統計データの利用促進の観点からみた場合、現在の調査票の目的外使用制度には以下のような問題点がある。

指定統計調査の調査票の目的外使用が承認されるのは、(ア)に掲げる場合に限定されており、民間の研究機関等に所属する者が、自由に調査票を再集計し、分析を行うような取扱いは認められていない。

また、調査実施者自身も含めた行政機関等による統計目的の調査票の使用であっても、「目的外」の使用として原則として禁止されており、総務大臣による目的外使用の承認の手続を経ることが求められている。

さらに、行政機関等が同一の目的により反復して調査票を使用することが見込まれる場合には一部包括的承認の取扱いも行っているが、当該指定統計作成以外の目的に調査票を使用する場合には、原則として総務大臣による個別の承認及び公示という極めて厳格な手続を経ることが求められている。

(2) 新たな統計データの使用形態の検討

統計法第15条第2項の規定に基づく指定統計調査の調査票の目的外使用制度は、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等の統計法制度が保護する価値と収集された調査票の使用に対するニーズの調和を図るものである。現在の同項の規定に基づく調査票の目的外使用の承認の基準等は、指定統計調査によって集められた調査票をそのままの形で使用する場合を想定したものとなっており、そのような調査対象者の個々の申告内容が明らかになっている調査票を使用するためには、それに抗しうるだけの利益、すなわち調査票の使用に関する高度な公益性を求めているのが現在の運用である。

こうした従来からの統計法制度の考え方を踏まえ、統計データの利用に対するニーズに応えつつ、秘密の保護や調査対象者の信頼の確保等の価値と調和を図る方策として、新たな統計データの利用の在り方が提言されている。

一つが、オーダーメイド集計の実施であり、調査実施者等が、指定統計

調査の調査票を用いた統計作成を希望する者から個別のオーダーを受けて集計を実施し、依頼者に対しては作成した集計結果のみを提供する統計データ使用の方式である。この方式によれば、依頼者自身が直接調査票を使用することはなく、その意味で秘密が漏洩するおそれはない。

もう一つが、匿名標本データの作成・提供であり、集められた調査票から必要に応じて抽出を行い、地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなどの加工を行うことにより、個体の識別を不可能にしたもの（匿名標本データ）を作成し、指定統計調査の調査票を用いた統計作成を希望する者に対して、調査票そのものではなく、当該加工を行ったデータを提供する統計データ使用の方式である。匿名化のためのデータの加工が行われており、調査票そのものを用いた集計と比べて、精度が下がる可能性があるものの、一方、上記のオーダーメイド集計とは異なり、個票ベースでデータが使用者に提供されるため、使用者は、あらかじめ詳細に集計事項を定めなくとも、ある程度の試行錯誤を行いながら、データを用いた分析等を行うことが可能となる。

現在の調査票の目的外使用制度の問題点やこうした新たな統計データの使用方式の提言等を踏まえつつ、指定統計調査に係る統計データの使用の法制的な取扱いについて検討を行った。

3 指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い

(1) 統計目的の使用と統計目的以外の使用の区分

統計調査を実施する際には、調査票を統計目的に使用することを調査対象者に説明している場合が多く、また、統計目的で使用される場合には、最終的には個体が識別できない形で統計データが使用されている。一方、統計以外の目的で調査票を使用する場合には、個体識別可能な形で調査票の情報が使用されうることになるため、以下、統計目的の統計データの使用と統計以外の目的での調査票の使用に分けて検討を行った。

なお、調査票の目的外使用制度など、現在の統計法上の「調査票」という用語については、紙の調査票原票以外に調査実施者における通常の保存形態である氏名等直接的に個人を識別できる情報（いわゆるフェイス事項）を消去した上で調査票原票の内容を転写した電磁的記録等も含む広範な概念となっており、今後、法制的な観点も含め、適切な用語の在り方や概念の整理について検討を行う必要がある。

(2) 統計目的の統計データの使用

ア 法制上の位置付け

2で見たように、現在の統計法第15条第1項の規定の解釈によれば、指定統計を作成するために集められた調査票を「統計上の目的」、すなわちあらかじめ総務大臣の承認を受けた集計事項（指定統計）の作成の目的以外に調査票を使用することは禁止されている。したがって、統計法第7条の規定に基づく総務大臣による「集計事項」の承認は、作成される指定統計の範囲を確定させるとともに、調査実施者自身も含め、当該指定統計の作成以外を目的とする調査票の使用を原則として禁止し、調査票の使用の範囲を画する効果を有していた。

しかしながら、統計調査によって集められる統計データは国民の資源を投入して収集・作成されたものであり、できる限り有効活用することが求められていること、行政機関等においてこれまで統計法第15条第2項の規定に基づく調査票の統計目的の使用が相当程度行われていること、また、調査実施者においても、調査実施時に多くの調査票様式の中で「この調査票は統計以外の目的には使用しませんからありのままを記入してください。」等の文言を記載し、結果として調査票を広く統計目的に使用する旨の周知が調査対象者に行われてきていること等にかんがみれば、統計法第7条で承認された当該指定統計の作成以外を目的とする場合であっても、調査票の使用が認められる場合をあらかじめ法令上規定することにより、当該指定統計の作成以外でも、統計データについては、そもそも統計目的での使用ができることを明確にすることによって、統計データの利用の促進を図ることが適当である。

また、現在の統計目的の調査票の目的外使用の承認に関しては、2で見たように、既に基準が定着し、審査も定型的に行われているのが実情となっており、そうした中であって、調査票の使用について、個別に総務大臣に申請し、総務大臣が個別に承認する取扱いは必要な範囲を超えた過重な手続となっているとも考えられ、総務大臣において一元的に調査票の使用について承認を行う必要性は、他の法令との比較においても乏しくなっており、統計データの利用の促進のためには、調査票の使用手続の簡素化を図る必要がある。

以上を踏まえ、当該指定統計の作成以外の統計目的の調査票の使用の判断については各調査実施者に委ねるとともに、各調査実施者において適正な判断が行われるよう、指定統計以外の特別集計並びに今回新たに制度化するオーダーメイド集計の実施及び匿名標本データの作成・提供等の統計データの使用形態に応じ、これまでの目的外事務処理要領に基づく運用等も踏まえ、統計データ使用の判断基準や留意事項等を法令上規定することが適当である。

なお、統計データの使用の判断に当たっては、申し出を拒む場合の理由の提示等、公正・公平かつ使用者の便宜にも配慮した適切な対応をとることが適当であり、そのためのガイドラインの作成等について検討することが必要である。また、調査実施者において適正な運用が行われるよう、統計目的の統計データの使用の状況について、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供も含め、総務大臣は、各調査実施者に対して定期的に報告を求めることが必要である。この際、調査実施者が消極的な対応をとることによって統計データの利用が過度に阻害されることのないよう統計データの使用を認めなかった場合についても、総務大臣は各調査実施者に対して報告を求めることが適当である。また、必要がある場合には、総務大臣は、統計法第 16 条の 2 の規定等に基づき、各調査実施者に対し資料の提出や説明を求めることとすべきである。

イ 統計データの使用形態別の取扱い

(ア) 個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的による使用

現在の目的外事務処理要領に定める指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の基準等は、指定統計調査によって集められた調査票をそのままの形で使用する場合を念頭に規定している。実際の調査票の使用形態は、調査票原票そのものを使用する場合、調査票原票ではなく、氏名等直接的に個人を識別できる情報は消去した上で調査票の内容を転写した電磁的記録を使用する場合等様々であるが、いずれにしても個々の申告内容が明らかになる形で使用されるものである。

2(1)イ(ア)で述べたように、個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的での使用に当たって「秘密の保護」、「公益性の高いこと」を承認の要件とすることについては、調査対象者の信頼を確保するために必要不可欠なものであり、使用の判断を調査実施者に委ねることにより手続の簡素化等を図るとしても、引き続き、これまでの調査票使用の承認の基準を維持し、当該使用について公益性が高いと認められる場合に限って例外的に認められるべきものとする。

(1) オーダーメイド集計の実施

依頼者の範囲

() 依頼者の範囲

オーダーメイド集計は、前述のように、依頼者のオーダーを受け、調査実施者等において調査票を使用し、集計を行うものであり、依頼者自身は調査票を使用することはなく、秘密の保護は確実である

と言える。したがって、現在の目的外事務処理要領に規定する高度な公益性の基準を満たさないために(ア)による調査票の使用が認められない民間の研究機関等に所属する者等の独自の集計ニーズに応えるために調査票を用いることとしても、調査対象者の信頼を損なうことにはならず、依頼者の範囲は、(ア)の場合の調査票の使用者の範囲よりも広く認めることができると考える。

一方、オーダーメイド集計は、特定の者に提供する特定の役務であり、その実施には相当程度の事務作業を伴い、国民の共有の財産である行政資源を費やすことになるものである。また、利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、調査対象者にいたずらに不安を与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。したがって、集計のオーダーの目的を無制限とすることは適当ではなく、学術研究目的や教育目的等一定程度の公益性が認められる場合に限り、オーダーを認めるようにすべきと考える。

() 学術研究目的の範囲

この場合の学術研究目的の範囲については、一定の公益性を求める観点からは、オーダーメイド集計に応じることにより、少なくとも社会に対する何らかの貢献が見られることが必要であり、学術論文等の形で研究の成果等が公表され、社会に還元されることが望ましい。

典型的には大学や研究所などの学術を目的として活動する機関の構成員がデータを使用した研究を行う場合などが想定される。大学院生・大学生などの学生の研究についても学術研究目的から除外する必要はないと考えられるが、学術研究目的に該当するか否かの判断のための参考資料として、例えば指導教授からの推薦状を求める等、運用上の工夫について検討する必要がある。

その他、例えば営利企業が企業活動の一環として、当該データを使用した研究・分析を行う場合についても、統計データの利用の成果が還元され、社会に対する貢献が認められる場合であれば、学術研究目的に該当するものと理解することもできるものと考えられるが、単なる内部の業務上の資料として使用する場合、特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とする場合等、当該研究の成果が社会に還元されるとは認めがたいものについては、学術研究目的に含めて理解することは難しいと考える。

なお、このような取扱いとする場合、実務的には申し出時に統計データを利用して行う学術研究の成果の取扱いについて審査し、個別に判断を行うことになると考えられる。

調査実施者の努力義務

オーダーメイド集計を制度として導入するに当たっては、集計を受託することになる調査実施者において、体制・組織等の整備が必要となり、調査実施者の事務負担の増加等も考慮すれば、一律に調査実施者にオーダーメイド集計の実施のための措置を講ずることを現状において義務づけることは困難と考えられる。

一方、調査実施者は、業務の状況やオーダーメイド集計の結果を用いる研究の社会に対する貢献度等を総合的に勘案して、集計の受託の可否の判断を行うことになるが、統計データは国民の資源を投入して収集されるものであることにかんがみれば、可能な限り国民等の集計のニーズに応えるべきであり、各調査実施者に対しオーダーメイド集計の実施の努力義務を課すことが適当と考える。

集計業務の委託

集計業務の効率的な実施及び調査実施者の事務負担の軽減等の観点からは、オーダーメイド集計を他の機関に委託して実施することが考えられる。ただし、行政機関等から受託したオーダーメイド集計の業務を実施する場合には、当該受託機関は、個人や企業の秘密に属する事項等が記載され、個々の申告内容が明らかになる調査票を使用することになり、また、個別の集計作業のみを受託する場合の他、オーダーの受付から集計結果の提供に至るまで包括的に受託することも考えられ、特に後者のような場合には、当該調査票等を相当程度長期間かつ継続して保有することになると考えられることから、統計調査によって収集した国民・企業等の情報を適切に保護し、統計調査に対する国民・企業等の信頼・安心を確保するためには、調査票の厳格な管理を行う能力を有することが求められる。このため、受託機関において、調査票データへのアクセス管理の徹底等適正な業務遂行のための体制の整備を行うよう求め、適宜業務遂行状況の確認等を行うとともに、受託した業務の遂行に必要な知識や能力、施設や設備、秘密の保護のための措置等について、法令又はガイドライン等に基準を定める必要がある。また、当該受託機関の職員等に秘密の保護や調査票等の適正管理等の義務並びに秘

密の漏洩及び窃用に対する罰則を適用し得るよう、規定の整備を行うことが必要である。なお、受託機関については、独立行政法人、公益法人の他、諸外国の例を踏まえれば大学等も想定され得ると考える。

その他

オーダーメイド集計は、特定の依頼者のオーダーに応じて統計を作成する行為であり、公平性の観点から、事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきである。オーダーメイド集計を制度として導入するに当たっては、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者が調査票の使用を判断する基準として、オーダーメイド集計の実施について法令上明確に規定しておく必要がある。

また、オーダーメイド集計として行う業務の範囲については、依頼者の学術研究の目的に資する観点からは、単純な調査票の集計作業のみではなく、回帰分析等調査票に記入されたデータを使用しつつ行う必要がある分析に係る業務等についてもあわせて行い得るようにすることが適当である。ただし、当該分析結果は最終的に個体が識別できない形で利用されるものでなければならぬことは当然であり、また、分析等の業務を行うためには、単純な集計業務のみを行う場合と比べて、極めて高度な知識・経験や、多大な労力を伴う作業が必要となる場合等もあると考えられることから、あくまで付加的に行い得る業務と位置付けておけば足り、当面は努力義務の対象とする必要もないものと考えられる。

その他、今後、オーダーメイド集計の利用が定着してきた場合には、より複雑かつ高度なオーダー、例えば複数の調査にまたがるリンク集計のオーダーが出てくることも考えられるが、そのようなオーダーに対する本格的な対応については、今後の統計データアーカイブ機能の創設に関する議論等も踏まえつつ、統計整備に関する「司令塔」機能を担う組織で対応することも含め、引き続き検討を行うことが適当である。

(ウ) 匿名標本データの作成・提供

匿名標本データ概念

「匿名標本データ」については、調査対象者の秘密の保護が担保されるよう十分匿名化措置を施したものの、高度な分析にも耐え得る

程度に匿名化措置をとどめたもの等、様々なバリエーションが考えられる。しかし、個人情報保護法制の施行等に伴う国民の個人情報に対する意識の高まり等にかんがみれば、個人・企業等の個体識別可能性が未だ残っている「匿名標本データ」を広く提供することについて、国民の理解を得ることは困難と考えられる。したがって、提供される匿名標本データは、個体識別性をなくしたものとして制度化することが適当である。

この場合の個体識別性については、近年施行された行政機関個人情報保護法における個人識別性の考え方が参考となる。行政機関個人情報保護法第2条第2項において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されている。この定義によれば、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合も個人情報に含まれる。この場合の「他の情報」とは、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報を含めて考える必要はなく、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報を意味すると理解されているが、一方、特別の情報を入手し得る者に識別されることにより不利益が及ぶ場合についても、合理的な範囲で考慮することが必要とされている。

匿名標本データの個体識別性の除去、すなわち匿名性の確保についても、基本的に上記の考え方を基に判断することが適当であり、当該指定統計調査の性格等を十分考慮した上で、調査実施者において適切に判断を行うことが必要である。この匿名性の確保について特に慎重に検証を行うため、調査実施者が匿名標本データを作成する際には、統計審議会等第三者機関による専門技術的観点からの審査を経ることが適当である。

データの提供を受ける者の範囲

このように匿名化のための措置が講じられたデータであれば、(ア)による調査票の使用が認められない民間の研究機関等に所属する者等に対して提供することとしても調査対象者の信頼を損なうことにはならず、オーダーメイド集計の場合と同様、学術研究目的や教育

目的等、一定程度の公益性が認められる場合に匿名標本データの使用を認めることが適当である。学術研究目的の範囲については、オーダーメイド集計における学術研究目的と基本的に同様に理解することが適当である。なお、匿名標本データは、匿名化のための措置が施されており、統計データの有効活用を促進する観点からはできる限り広く使用を認めることが望ましいが、現時点では、一部の試行的な取組を除いてこれまで作成・使用された実績はなく、また、個票ベースで提供されるものであることに留意すべきである。このため、調査対象者の統計調査に対する信頼に十分配慮しながら提供を行っていく必要があり、提供されたデータの管理体制等について十分な確認を行うこととし、例えば大学院生や大学生などの学生がそのようなデータの適正な管理の主体たり得るかについては、特に慎重な検討が必要である。

その他、一定程度の公益性が認められるものとして、教育目的の利用が考えられ、指導教員等の指導に基づき、講義・演習等の一環として、匿名標本データを用いた分析を行う場合等が想定される。この場合、使用の申し出を行うのは学生の指導に当たる教員等であり、学生は副次的にデータを使用することが可能となるにすぎないと理解することになる。その際、実際にデータを使用することになるのはデータの管理能力が必ずしも十分でない場合もある学生であることに留意すれば、データの使用の申し出を行う教員等によりデータの厳格な管理を徹底することが可能であると認められる場合に限って、使用が認められるべきものであり、特に慎重な審査を行う必要がある。

なお、教育目的の統計データの使用が認められる教育機関の範囲については、個票ベースの統計データの再集計の実施という作業のためには高度な知識・経験・技術が求められるものであること、上記のように調査対象者の信頼に十分配慮する必要があること等を踏まえ、大学院、大学や高等専門学校等の高等教育機関における教育の一環としての使用に限ることが適当である。

また、匿名標本データの提供を受ける者からは、公平性の観点から、調査実施者の事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきであり、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者による統計データの取扱いの判断基準として、匿名標本データの作成・提供について、法令上明確に規定しておく必要があると考える。

調査実施者の努力義務

各指定統計調査によって、当該調査の匿名標本データの作成・提供に対するニーズは様々であり、また、調査実施者の事務負担も大きく、調査客体数が少ない場合やデータの分布の偏りが大きい事業所・企業関係の調査等、そもそも匿名標本化になじまない統計も存在すると考えられること等も考慮すれば、すべての指定統計調査について匿名標本データの作成を義務付けることは困難であると考えられる。ただし、(ア)による調査票の使用を認めることができない民間の研究機関等に属する者等の集計のニーズに応えるため、匿名標本データの作成・提供を促進することが強く求められており、調査実施者による調査票使用の取扱いの判断基準として調査票を匿名標本データの作成に使用し得ることを規定した上で、各調査実施者に対し、当該統計の性質上匿名標本データの作成を行うことが困難である場合を除き、業務の遂行上支障がない限りデータの作成・提供が行われるよう、匿名標本データの作成・提供に関する努力義務を課すことが適当と考える。

なお、オーダーメイド集計の実施と同様、匿名標本データの作成・提供についても、業務の効率的実施、調査実施者の事務負担の軽減等の観点から、他の機関への委託が可能となるよう、必要に応じ、規定の整備を行うこととすべきである。

その他

匿名標本データは、匿名化のための措置が講じられているものではない、個票ベースで提供されるものであり、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なわないため、そのデータの取扱いについては特に留意する必要がある。そのため、統計法第15条の3に規定する調査票等の適正管理義務と同様、匿名標本データの適正管理義務を規定すること、匿名標本データの提供を受けた者が、例えば特別の調査の実施等によって一般人が通常入手しうる以上の情報を得て当該データから個体の再識別を行うことのないよう匿名標本データの統計目的以外の使用を禁止すること、提供を受けたデータの第三者提供を禁止することなどについても、罰則も含めた規定の整備を行うべきである。

(I) インサイト利用等

上記のオーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供の

他、諸外国では、調査票の使用を庁舎内に限定することにより、研究目的等の調査票の使用を認める仕組み（いわゆる「インサイト利用」）等が見られる。

(ア)のとおり、従来の統計法第15条第2項に基づく調査票の目的外使用制度に相当する調査票の使用形態は、調査実施者に判断を委ねることにより手続の簡素化を図るものの、引き続きこれまでの基準を維持することとしている。すなわち、調査実施者が調査票の使用を希望する者の使用目的に高度な公益性があると認める場合には調査票を使用させることも可能であり、例えば条件を付して使用を認め、調査票の使用形態を限定することにより、調査実施者の判断で、調査票の使用者の範囲についてはある程度柔軟に対応することもできる。従来は高度な公益性の有無は、行政機関等との共同研究であるか、行政機関等から委託又は補助を受けた研究であるかといった形式面から判断される場合がほとんどであったが、今後は、必要に応じて、調査実施者において適切に判断を行っていくことが望ましい。

したがって、オーダーメイド集計、匿名標本データの作成・提供以外の統計データの使用形態については、当面はガイドラインの作成等により対応することとし、今後の統計データの使用に関する技術の開発、利用のニーズ等を踏まえつつ、制度化について検討を行うことが適当である。

(オ) 調査対象名簿作成目的の調査票の使用

調査対象名簿の現状

統計調査を実施し、真実性の高い統計を作成するためには、調査対象を正確に捕捉した調査対象名簿の整備が不可欠である。調査対象名簿は、各調査実施者が保有する行政記録等から作成される場合のほか、既存の統計調査の調査票を使用して、作成される場合もある。

このうち後者について、指定統計調査の調査票を使用する場合には、基本的に統計法第15条第2項の規定に基づく調査票の目的外使用によることになるが、目的外使用の承認の基準等を定める目的外事務処理要領では、統計調査の調査対象名簿を作成するための調査票の使用について、最終的には個体が識別されない形で使用されるものとして、統計目的の使用形態の一つと位置付けている。なお、指定統計調査のうち事業所・企業統計調査に限っては、調査規則及び統計法第7条に基づく総務大臣の承認事項において、事業所・企業の名簿の作成及び提供を行うことが同調査の目的として位置付け

られており、これらを踏まえて、調査実施者によって、事業所・企業に関する名簿の作成・提供が行われている。

調査対象名簿に係る調査票使用の取扱い

調査票の目的外使用によって作成された調査対象名簿は、統計調査の実施のために用いられるものであり、終局的には個体が識別されない形で利用されることになるが、当該名簿に基づいて調査対象者に接触するという点では個体を識別する形で調査票に記載されていた情報が使用されているという見方も可能である。また、調査票から作成された調査対象名簿自体も目的外事務処理要領上の「調査票」に該当し得るが、通常統計目的の調査票の目的外使用の場合と比べて調査対象名簿を使用する者の範囲は相当程度広くなるほか、調査対象名簿に掲載される情報の内容は様々であるといった特性を有している。

3(2)アのように、統計目的の調査票の使用の判断については各調査実施者に委ねるとともに、統計データ使用の判断基準等を法令上規定することが適当としているところであるが、国民等に対して調査票の使用方法を明確にする観点から、調査対象名簿の作成のための調査票の使用が、統計目的の使用の一環として認められ得ることを判断基準等として法令上規定しておくことも考えられる。また、調査対象名簿が有する特性を踏まえた規律の在り方については、ガイドライン等を作成し、通常統計目的の調査票の目的外使用とは別の運用上のルールを定めておくことも検討すべきである。

なお、事業所・企業統計調査によって作成される名簿の扱いについては、今後の経済センサスの創設、いわゆるビジネスフレームの整備の状況も踏まえつつ、検討を行うことが適当である。

(3) 統計目的以外の調査票の使用

目的外事務処理要領では、現在、調査票の使用が承認され得る調査票の使用目的として、統計調査の調査対象名簿以外の名簿の作成（名簿作成）個々の調査票の申告内容について統計的加工を行うことなくそのまま研究分析に用いること（事例研究）及び統計法違反事件の処理を規定しており、調査票を統計以外の目的に使用することも否定はしていないが、近年このような調査票の使用実績はない。統計目的以外の使用については、結果的に個体が識別される形で調査票が使用され得るものであることから、使用の形態や使用者の範囲の拡大を認めることは適当ではない。

また、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号において、行政機関による個人情報の利用目的以外の利用が認められる場合として、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。」と規定されており、単に行政上の必要性が認められるだけでは足りず、さらに「相当な理由があるとき」との要件を付加している。こうした事例等を参考とすれば、行政機関等の職員による行政目的の使用であれば調査票の使用が承認されうる現在の取扱いよりも限定し、例えば、統計の真実性の確保という統計法の目的の実現に必要となる統計法違反事件処理の場合の他は、従来の「名簿作成」や「事例研究」に該当するような場合についても原則として認めないものとし、調査票を使用することが真にやむを得ないと認められる特別の必要性がある場合に限り、特例的に調査票の使用を認めることとすることが適当である。

また、統計目的以外の調査票の使用については、特例的な使用として特に慎重に取り扱う必要があり、引き続き、総務大臣の承認を求める仕組みとすることが適当である。

4 使用目的の明示等

(1) 使用目的の特定と明示

ア 行政機関個人情報保護法との関係

行政機関個人情報保護法では、個人情報を保有するに当たっては、利用の目的をできる限り特定しなければならず、当該目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされている（同法第3条）。また、書面に記録された個人情報を本人から直接取得する場合には、特に本人に対して利用目的を明示することとされている（同法第4条）。

指定統計調査によって集められた個人情報については、行政機関個人情報保護法の適用は除外されており（統計法第18条の2）、直ちに同法に規定される措置を講ずることが求められるものではない。しかしながら、統計調査は個人情報を含む情報を大量に取り扱うものであり、統計法制度上の取扱いが、個人情報保護法制の趣旨に適合している必要がある。

イ 調査票の使用目的の特定

行政機関個人情報保護法では、個人情報の保有に当たっては、利用の目的をできる限り特定しなければならずとされている。これまで

の統計法の解釈では、指定統計調査によって集められた調査票は、原則として、当該指定統計を作成する目的のみに使用され、統計法第15条第2項に基づく指定統計調査の調査票の目的外使用はあくまで例外的な使用と位置付けられてきたが、統計データの二次的利用の促進の観点からは、指定統計の作成以外の統計目的の統計データの使用も含めて、調査票の使用の目的として理解することになる。

ウ 調査票の使用目的の明示

(ア) 統計目的の調査票の使用

行政機関個人情報保護法では、書面に記録された個人情報を本人から直接取得する場合の利用目的の明示の規定を設けているが、統計調査によって集められた調査票が、指定統計の作成、その他の特別集計の実施、統計調査対象名簿の作成等の統計目的に使用される場合には、最終的には個体が識別できない形で個人情報等が利用されることになり、個人の権利利益に影響を与えるものではないため、必ずしも同法と同様の措置が要請されるものではない。

(イ) 統計目的以外の調査票の使用

統計調査によって集められた調査票を、統計調査の調査対象名簿以外の名簿作成、事例研究、統計法違反事件処理等の統計目的以外に使用する場合には、上記(ア)の考え方は当てはまらず、個人の権利利益の保護の観点から、別途検討を要する。

統計以外を目的とする調査票の使用は、あくまで例外的な使用と位置付けられるものであり、調査票収集時にあらかじめ想定される調査票の使用の目的には含まれず、事後的かつ臨時的な目的のための使用となる。事後的かつ臨時的な利用目的の個人情報の利用・提供については、行政機関個人情報保護法第8条に規定されている。すなわち、同条第1項は、法令に基づく個人情報の利用・提供については、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、利用・提供の合理性が認められることから、利用目的以外の個人情報の利用・提供の制限の規定の適用を除外している。統計目的以外の調査票の使用は、統計法の規定に基づき、総務大臣の承認を得た場合に例外的に行われるものであり、法令に基づく事後的かつ臨時的な調査票の使用と考えられる。

したがって、統計法制度上の取扱いは、利用目的の明示に関する個人情報保護法制の趣旨に沿ったものとなっていると考えられる。

(2) 使用目的の公表

現在、指定統計調査の調査票の目的外使用を承認する際には、総務大臣が調査票の使用の目的等を個別に官報に告示することとされている。これは、現在の統計法上、総務大臣の判断に委ねられている指定統計調査の調査票の目的外使用について、調査票の使用目的を国民に周知することにより、その適切な運用を図るものである。

指定統計作成以外の統計目的の統計データの使用について、あらかじめ法令上明記することとなれば、国民に対する統計データの使用目的の周知は行われていると考えられ、少なくとも個別に官報に告示を行う必要はないと考えられる。

しかしながら、これまでの運用を踏まえれば、調査対象者の信頼を確保し、安心して調査に協力してもらうためには、今後も何らかの形で国民に対して統計データの使用の状況を明らかにすることが適当であり、統計データの使用状況について、定期的に総務大臣に対する報告を求めるとともに、インターネットその他の方法を利用することにより、国民に対して公表を行う取扱いとすることが適当である。

一方、統計目的以外の調査票の使用については、統計調査に対する信頼を確保するため、引き続き、これまでの調査票の目的外使用の運用と同様、調査票の使用目的等について、個別に官報に告示を行うことが適当であると考えられる。

5 統計データの使用に当たり必要となる秘密の保護等の措置

(1) 統計データの利用者に係る規定

現在の統計法は、指定統計の作成以外の統計データの使用はあくまで例外的な使用と位置付けており、指定統計の作成以外に統計データを使用する場面に着目した統計データの利用者に係る規定は必ずしも十分整備されてこなかった。今後、統計データの利用の促進を図っていくに当たっては、調査対象者の信頼を確保するため、指定統計調査の実施者に係る規定と同様に、指定統計の作成以外を目的とする統計データの利用者に係る義務や罰則等の法制上の措置を講じる必要がある。また、3で述べたように、調査票から作成された匿名標本データについても同様の措置を講じることが適当である。

(2) 秘密の保護

統計法第14条に規定する秘密の保護については、「指定統計調査(中略)

の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と、義務の主体を限定しない規定となっており、調査実施者のみならず、その他指定統計作成の目的以外で統計データを使用する者も適用を受けることから、現在の規定により、既に必要な法制上の措置は講じられている。なお、 で述べたように、条文の対象範囲の明確化等の規定の仕方については、罰則規定等他の条文の規定も含めた全体の整理の中で、必要に応じて検討することが適当である。

(3) 調査票等の適正管理義務

統計法第 15 条の 3 の規定は、統計調査によって得られた秘密の保護に万全を期すために設けられたものであるが、調査実施者のみを対象とした規定であり、その他の者が調査票等を取り扱う場合については、十分な監督を行う等により、調査実施者において調査票等の適正な管理のために必要な措置を講ずることとしてきた。

今後、統計データの利用の拡大を図る上で、秘密の保護をより一層徹底し、統計調査に対する信頼を損なわないようにするためには、調査実施者以外に統計データを使用することになる者にも、自ら当該調査票等を適正に管理するための措置を講ずることを法令上規定することが必要である。

(4) 秘密漏洩等に対する罰則

統計法第 19 条の 2 第 1 項及び第 3 項は、秘密を漏洩又は窃用した者に対する罰則を規定している。同条第 1 項は、「指定統計調査に関する事務に従事する者」を対象とした規定であり、指定統計の作成以外の目的で統計データを使用する者には適用がない。また、同条第 3 項は、第 1 項に規定する者以外の者が公務員である場合に限って罰則の対象となる旨規定しており、指定統計の作成以外の目的で調査票を使用する者が公務員である場合には罰則が適用されるが、公務員以外の者が使用する場合には、現行法上罰則の適用の余地はない。

今後、統計データの利用の拡大を図ることにより、公務員以外であっても、統計データを使用する過程で、「人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項」を知りうる者が増加することが予想される。調査対象者の秘密の保護に万全を期すためには、統計データを使用する公務員以外の者についても、秘密の漏洩・窃用に対する罰則規定を整備することが適当である。

6 統計データアーカイブ

(1) 統計データアーカイブ機能

統計データの利用を拡大するに当たっては、その前提として、実施された統計調査の調査票等の管理・保存が適正に行われる必要がある。現在は、各調査実施者が実施した指定統計調査の調査票や調査関係書類の保存については各調査の調査規則等において定められているが、各府省によって必ずしも取扱いは統一されていない。このため、「統計行政の新たな展開方向」等の各種提言において、統一的な考え方の下に調査票等の整理・保管を行い、行政施策や研究等のために使用する場合の基盤や窓口となる機能を提供する統計データアーカイブ機能についての検討が求められている。

しかしながら、統計データアーカイブを統計作成機関ごとに設置をするのか、あるいは国全体として一箇所に集約するのか等の設置形態の問題、収録すべきデータの範囲、データ利用者に対して提供するサービスの内容等、今後更に検討を行うべき課題が数多い。したがって、現時点では、将来的な統計データアーカイブの設置に向けて、調査票等の保存の考え方のみを整理し、統計データアーカイブの具体的な設置の在り方については、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供等、新たな統計データの提供の動向も見極めつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

(2) 調査票の保存

指定統計調査の調査票の保存については、統計法第7条に基づき、「関係書類の保存期間及び保存責任者」が、あらかじめ総務大臣の承認を得る事項とされているほか、各調査の調査規則において調査票等の保存期間に関する規定が設けられている。これらによれば、調査票原票は比較的短い保存期間とした上で、調査票の内容を転写した電磁的記録については永年保存とする例が多いが、調査によっては、電磁的記録についても3年間から5年間等、比較的短い保存期間を定めている場合もある。今後、指定統計の作成以外の調査票の使用の要請に応え、将来的な統計データアーカイブの設置等に備えるためには、調査票を保存する必要があり、少なくとも調査票の内容を転写した電磁的記録の保存期間については、できる限り長期間とすべきである。また、将来的な利用のためには、電磁的記録の保存形式等を統一し、調査方法や用語の定義等、統計調査に関連する必要な情報をあわせて保存することが適当である。なお、行政機関個人情報保護法では、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（同法第3条第2項）こととされており、この考え方を踏まえれば、少なくとも個体識別が可能なかたちで長期間にわたり調査票の保有・保存を行う場合には、指定統計の作成以外の統計データの使用も含めて、調査票の

使用の目的として理解することになる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。)第16条第1項第4号及び別表第二では、行政文書の管理に関する定めのひとつとして、行政文書の最低保存期間の基準を定めており、最低保存期間の最も長いものは30年とされている。これについて、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」(平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ)では、「最低保存期間の最も長いものを30年としたのは、30年を一区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること(未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであって、不定の職務上必要な期間の趣旨)は妨げない。」としており、必要に応じ、調査票の保存期間を永年とすることも差し支えないと考えられる。

調査規則に調査票の保存期間が規定されている場合は、行政機関情報公開法施行令第16条第1項第12号において「法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。」と規定されており、各府省が設ける文書管理規則等の行政文書の管理に関する定めに基づき、調査規則において定めた保存期間が行政文書としての保存期間となると考えられる。

以上を踏まえ、調査票等の保存については、各調査実施者の取組を促し、できる限り統一的な運用を確保する観点から統計法に規定する考えもあるが、例えば、調査票以外の保存すべき調査関係書類の範囲、電磁的記録に転写済みの調査票原票の保存の必要性など、今後具体的に整理を要する事項も多く残されている。このため、今後これらの点について検討を行うとともに、法律のみならず政令、ガイドライン等どのようなレベルで規定するかという点も含め具体的な規定の整備の在り方についても検討することが適当である。

7 届出統計調査及び承認統計調査について

(1) 統計データの使用の法制的な取扱い

届出統計調査及び承認統計調査の調査票等については、指定統計調査の調査票と同様、統計法第15条の2第1項において、「統計上の目的」以外に使用することは原則として禁止されているが、同条第2項において、「被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法」という基準に基づき、各調査実施者の判断により調査票を使用し、使用させることが

できることとされている。

届出統計調査や承認統計調査は、指定統計調査と比べて小規模な調査が多く、また、各調査実施者の行政上の必要性に基づき実施される性格が強いため、指定統計調査と比べ、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供という統計データの利用に対するニーズは、一般的には高くないと考えられるが、一方で、届出統計調査や承認統計調査であっても、集計等のニーズがあるものも存在すると考えられることから、調査実施者に対する努力義務を課す必要までではないものの、基本的に指定統計調査と同様の規定の整備を検討する必要がある。

(2) 統計データ使用者に係る措置

届出統計調査及び承認統計調査についても、統計は各調査実施者の行政施策のための基礎資料以外の目的にも、国民の共有の財産として、幅広く用いられるべきものであるという意識の浸透に伴い、統計法第15条の2第2項の規定に基づく調査票の使用が増加することも考えられる。届出統計調査や承認統計調査に関しても、調査の結果知られた秘密の保護の必要があることには変わりがなく、調査対象者の信頼を確保する観点から、指定統計調査の統計データと同様に、統計データの使用に係る統計データの適正管理義務や秘密の漏洩及び窃用に対する罰則等を設けることが適当である。

参 考 资 料

平成 16 年 11 月 29 日
(一部改正平成 17 年 8 月 24 日)

統計法制度に関する研究会開催要領

1 目的

統計法制度に関する研究会(以下「研究会」という。)は、統計データの二次的な利用の促進及び統計調査事務の民間委託の推進その他統計法制上の課題について、法制的な観点からの専門的な検討を行うことを目的とする。

2 会議

総務省政策統括官(統計基準担当)が開催する研究会とし、専門的かつ優れた見識を有する者7名に参集を求めるものとする。

3 運営

- (1) 会議は座長が招集する。
- (2) 座長は、会議を主宰し、座長に事故があるときは、その指名する委員が、その職務を代行する。
- (3) 座長は、研究会の検討に必要があると認めるときは、有識者その他の者に参加を求めることができる。
- (4) 上記各項のほか、研究会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4 庶務

研究会の庶務は、総務省政策統括官付統計企画管理官において処理する。

「統計法制度に関する研究会」審議経過

第1回 平成16年11月29日開催

- 議題： 1. 座長の選任（廣松毅東京大学教授を座長に選任）
2. 研究会の進め方、スケジュールについて
3. 事務局説明
統計行政の現状に関する基本的事項について
統計データの二次的な利用に係る取組の内容について
統計調査の民間委託等の状況について
4. フリートーキング（検討事項について）

第2回 平成17年1月31日開催

- 議題： 1. 諸外国におけるマイクロデータ提供関連法規の整備状況とマイクロデータの提供について（森委員説明）
2. 海外における政府統計調査の民間委託の状況について - アメリカ合衆国を中心として

第3回 平成17年3月25日開催

- 議題： 統計調査の民間委託に関する措置について

第4回 平成17年4月27日開催

- 議題： 統計調査の民間委託に関する措置について

第5回 平成17年6月7日開催

- 議題： 統計データの二次的利用促進のための措置について

第6回 平成17年7月20日開催

- 議題： 統計データの二次的利用促進のための措置について

第7回 平成17年8月24日開催

- 議題： 1. 統計データの二次的利用促進のための措置について
2. 報告書（素案）の検討（「統計調査の民間委託に関する措置」関係）

第8回 平成17年10月7日開催

- 議題： 報告書（素案）の検討（「統計データの二次的利用促進のための措置」関係）

第9回 平成17年11月9日開催

- 議題： 報告書（素案）の検討

第10回 平成17年11月30日開催

- 議題： 報告書（案）の検討

平成17年12月15日

「統計法制度に関する研究会 報告書（中間とりまとめ）」の公表

- 第 11 回 平成 18 年 3 月 13 日開催
議題 : 「中間とりまとめ」に対する意見等について
- 第 12 回 平成 18 年 4 月 3 日開催
議題 : 「中間とりまとめ」に対する意見等について
- 第 13 回 平成 18 年 4 月 17 日開催
議題 : 最終報告書(案)について
- 第 14 回 平成 18 年 5 月 18 日開催
議題 : 最終報告書(案)について
- 第 15 回 平成 18 年 5 月 29 日開催
議題 : 最終報告書(案)について

関係法令（平成18年6月1日現在）

1 統計法

（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）

（法の目的）

第一条 この法律は、統計の真实性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

（指定統計）

第二条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。

（指定統計調査）

第三条 指定統計を作成するための調査（以下指定統計調査という。）は、この法律によつてこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。地方公共団体の長又は教育委員会が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようするときも、同様とする。

（国勢調査）

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

（申告義務）

第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わつて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

第六条 削除

（指定統計調査の承認及び実施）

第七条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、次に掲げる事項について、あら

かじめ総務大臣の承認を得なければならない。ただし、第十六条ただし書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。

一 目的、事項、範囲、期日及び方法

二 集計事項及び集計方法

三 結果の公表の方法及び期日

四 関係書類の保存期間及び保存責任者

五 経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項

前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に総務大臣の承認を得なければならない。

総務大臣は、必要があると認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

（指定統計調査以外の統計調査）

第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。

総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

（指定統計調査の事務の監査）

第九条 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、これらのものに対して、その改善につき勧告することができる。

（統計官及び統計主事）

第十条 内閣府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、統計主事を置くことができる。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査に関する専門的技術的業務に従事する。

統計官は、内閣府事務官、各省事務官、内閣府技官若しくは各省技官又はこれらに相当する政令で定める職員（以下この項において「国家公務員」という。）で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するものの中から、第一項に定める行政機関の長（宮内庁長官及び外務省の長を含む。）が命じ、統計主事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定

する吏員又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十九条に規定する事務職員若しくは技術職員（以下この項において「地方公務員」という。）で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するものうちから、地方公共団体の長又は教育委員会が命ずる。

- 一 統計調査に関する事務に国家公務員又は地方公務員として通算して二年以上従事したこと。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有すること。
- 三 学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は文部科学大臣がこれらと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、卒業したこと。
- 四 総務大臣が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する国家試験に合格したこと。
- 五 前各号に掲げる資格のほか、総務大臣が統計調査に従事するに適当な資格を有すると認定したこと。

（総務大臣が行う統計調査）

第十一条 総務大臣が行う統計調査については、第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、総務大臣が行う統計調査に対するこの法律の適用に関しては、第九条中「関係各行政機関の長又はその他のものを行う指定統計調査」とあるのは「指定統計調査」と、「これらのものに対して、その改善につき勧告することができる」とあるのは「その改善を図るものとする」とする。

（統計調査員）

第十二条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

（実地調査）

第十三条 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

（秘密の保護）

第十四条 指定統計調査、第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認

を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十五条之二 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告（統計報告調整法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

（調査票等の管理）

第十五条之三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体の責務）

第十五条之四 地方公共団体は、届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。

（結果の公表）

第十六条 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。ただし、総務大臣の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

（資料等の提出及び説明の要求）

第十六条之二 総務大臣は、この法律の実施に関し必要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。

（指定統計調査の実施に対する協力）

第十七条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（地方公共団体が処理する政府の指定統計調査に関する事務）

第十八条 政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等

の適用除外)

第十八条の二 指定統計を作成するために集められた個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第十八条の三 総務大臣は、政令で定めるところにより、第二条及び第七条に定める権限を総務省において統計に関する事務を所掌する職にある者で政令で定めるものに委任することができる。

(罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 二 第五条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
- 三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 四 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十九条の二 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第七条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の罰金に処する。

職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、前二項の行為をしたときもまた当該各項の例による。

附 則(略)

2 統計法施行令

(昭和二十四年五月三十一日政令第百三十号)

(指定統計の指定)

第一条 総務大臣は、統計法(以下「法」という。)第二条の規定による指定統計の指定をしようとするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かななければならない。

(指定統計の公示)

第一条の二 調査実施者は、法第二条の規定により公示された指定統計を作成するために用いる調査票には、公示された指定番号及び指定統計の名称を記載しなければならない。

(指定統計調査の承認)

第一条の三 総務大臣は、指定統計調査に関し、法第七条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かななければならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(政令で定める職員)

第二条 統計官に係る法第十条第四項に規定する政令で定める職員は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九十九条に規定する労働基準監督官とする。

(統計調査員の職務)

第三条 法第十二条に定める統計調査員は、その設置に関する事務を行う各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会の指揮監督を受け、指定統計調査の調査票の配付及び取集その他指定統計調査に関する事務に従事する。

(実地調査事項)

第四条 法第三条第二項の規定に基づいて定める命令(地方公共団体の長又は教育委員会の定めた規則を含む。)には、法第十三条の規定により総務大臣の承認を得た事項を明記しなければならない。

(実地調査の証票)

第五条 法第十三条の規定による証票は、調査実施者が交付するものとし、別記様式により交付するものとする。

(調査票の目的以外使用の承認の告示)

第六条 法第十五条第二項の規定による公示は、総務省告示によつて行う。

2 前項の告示には、総務大臣が承認した指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用上の範囲を明示しなければならない。

(結果の公表の方法等)

第七条 法第十六条の規定による公表は、官報その他の刊行物で行う。ただし、指定統計調査の結果のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、総務大臣が別に定めるところにより、電子計算機用磁気テープ等に記

録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法で行うことができる。

一 利用者の範囲等を勘案して官報その他の刊行物で公表することが適当でない認められるもの

二 官報その他の刊行物で公表するのに長期を要すると認められるもの(前号に該当するものを除く。)

2 前項第二号に該当する指定統計調査の結果について、同項ただし書に規定する方法で公表した場合には、調査実施者は、相当の期間内に、当該結果を官報に掲載し、又は当該結果に関する官報以外の刊行物を刊行しなければならない。

3 調査実施者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにそれぞれ当該各号に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 官報以外の刊行物で公表した場合又は前項の規定に基づき官報以外の刊行物を刊行した場合 指定統計の名称並びに刊行物の名称及び発行の年月日

二 第一項ただし書に規定する方法で公表した場合 指定統計の名称、閲覧の期間及び場所並びに公表に係る集計事項

4 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた事項を官報で告示しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第八条 政府が行う指定統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うことと

されている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第九条 法第二条及び第七条に規定する総務大臣の権限は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）が行う。

附 則（略）

別表第一～第五（略）

別記様式（第五条関係）

裏 面

統計法抄

第十三条 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

統計法施行令抄

第四条 法第三条第二項の規定に基づいて定める命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定めた規則を含む。）には、法第十三条の規定により総務大臣の承認を得た事項を明記しなければならない。

表 面

発給番号第 号

年 月 日交付

実地調査証

(職名)

(氏名)

職務施行期日 年 月 日から 年 月 日まで

調査目的

(指定統計の番号及び名称)

(調査実施者名)

調査実施者 公印

(日本標準規格B版八号)

3 届出を要する統計調査の範囲に関する政令

(昭和二十五年三月三十一日政令第五十八号)

(政令の目的)

第一条 この政令は、統計法第八条第一項の規定によつて届出を要する指定統計調査以外の統計調査について、その範囲及び届出の方法を定めることを目的とする。

(届出を要する統計調査の範囲)

第二条 統計法第八条第一項の規定によつて届出を要する統計調査とは、国、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、日本銀行及び日本商工会議所が集計し、かつ、製表することを目的として申告若しくは報告又は資料の提出を求める統計調査で、都道府県若しくは指定都市の区域、都の特別区の存する区域又は二以上の都道府県の区域にわたつて行うもの並びに指定都市以外の市がその市の区域について集計し、かつ、製表することを目的として申告若しくは報告又は資料の提出を求めて行う次に掲げる統計調査をいう。

- 一 土地に関する統計調査
- 二 人口、世帯及び住宅に関する統計調査
- 三 物価及び生計費(家計費を含む。)に関する統計調査
- 四 公衆衛生に関する統計調査
- 五 雇用若しくは失業又は賃金に関する統計調査
- 六 商品の販売及び仕入れの額並びに企業の資本金の額に関する統計調査
- 七 生産高、原料及び動力燃料の消費量並びに在庫品の数量に関する統計調査

(届出の方法)

第三条 前条に定める統計調査を実施しようとする場合においては、調査実施者は、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 調査実施者は、前項の規定によつて届け出た統計調査を変更し、又は中止した場合においては、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出の手續及び届書の様式は、総務大臣が定める。

附 則(略)

4 統計報告調整法

(昭和二十七年五月二十四日法律第四十八号)

(目的)

第一条 この法律は、統計報告の徴集方法、報告様式その他統計報告の徴集について必要な調整を行い、もつて統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の能率化を図ることを目的とする。

(この法律の運用)

第二条 総務大臣は、この法律の運用に当たつては、関係行政機関の権限を不当に侵害しないように留意し、専ら統計上の見地から、統計報告の徴集について調整を行わなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「統計報告」とは、行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)が、直接又は地方公共団体の機関を通じ、次に掲げる者に対し、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるものをいう。

一 人又は法人その他の団体(地方公共団体及び政令で定める法人を除く。以下同じ。)で、それらの総数が十以上となるもの

二 文教研修施設、医療更生施設その他の内閣府設置法第三十九条若しくは第五十五条若しくは宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項若しくは国家行政組織法第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるもので、それらの総数に、ともに報告の提出を求められる人又は法人その他の団体の総数を加えたものが十以上となるもの

2 この法律において「報告様式」とは、調査票若しくは質問書又はこれらの様式をいう。

(統計報告の徴集についての承認)

第四条 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合

二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけれ

ばならない。

- 一 当該行政機関の名称
- 二 目的
- 三 報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別
- 四 報告を求める者の範囲
- 五 報告を求める期日又は期間
- 六 徴集方法
- 七 徴集を行う期間
- 八 その他総務大臣が必要と認める事項

3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。

(承認の基準)

第五条 総務大臣は、前条の申請書を受理したときは、次の基準によつてこれを審査しなければならない。

- 一 当該統計報告の徴集が統計技術的に見て合理的であること。
- 二 当該統計報告の徴集と既に総務大臣が承認した統計報告の徴集との間に調整の必要がないこと。

2 総務大臣は、前項の規定による審査の結果、申請に係る統計報告の徴集が同項各号の基準に適合していると認めるときは、速やかに、当該統計報告の徴集について期間を定めて承認しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第六条 総務大臣は、統計報告の徴集について承認した場合には、前条第二項に規定する期間(以下「承認期間」という。)及び承認番号を文書で当該行政機関の長に通知しなければならない。

2 総務大臣は、統計報告の徴集について承認しなかつた場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

3 総務大臣は、第四条第一項各号に規定する統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長が希望するときは、その求めに応じて、当該統計報告に承認番号を与えることができる。

(承認期間及び承認番号の明示)

第七条 統計報告の徴集について承認を受けた行政機関の長は、当該報告様式にその承認期間及び承認番号を明示しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更)

第八条 前条の行政機関の長は、当該統計報告の徴集を中止しようとする場合には、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前条の行政機関の長は、当該統計報告の徴集について変更しようとする場合には、変更しようとする統計報告の徴集について、新たに総務大臣の承認を受けなければならない。

(承認の変更)

第九条 総務大臣は、既に承認した統計報告の徴集が第五

条第一項各号に規定する承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、当該統計報告の徴集についての承認期間を短縮することができる。

3 総務大臣は、前項の規定により承認期間を短縮した場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更の要求)

第十条 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

(異議の申出)

第十一条 行政機関の長は、第六条第二項の規定による通知又は第九条第三項の規定による通知を受けた場合において、その処分により当該行政機関の政策の実施が著しい支障を受けると認めるときは、総務大臣に対し、異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、不服の事由を記載した申出書を総務大臣に提出してしなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による異議の申出に理由がないと認めるときは、理由を付した文書でその旨を速やかに当該行政機関の長に通知しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による異議の申出に理由があると認めるときは、処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更し、かつ、理由を付した文書でその旨を速やかに当該行政機関の長に通知しなければならない。

(適用除外)

第十二条 この法律の規定は、政令で定める行政機関が政令で定める事務に関して行う統計報告の徴集については、適用しない。

(総務大臣が行う統計報告の徴集)

第十二条の二 総務大臣が行う統計報告の徴集については、第九条第二項及び第三項並びに第十一条の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、総務大臣が行う統計報告の徴集に対するこの法律の適用に関しては、次の各号に定めるところによる。

一 第六条第二項中「理由を付した文書」とあるのは、「文書」とする。

二 第九条第一項中「当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる」とあるのは、「当該統計報告の徴集について所要の変更を行うものとする」とする。

三 第十条中「当該行政機関の長に対し、当該統計報告

の徴集の中止又は変更を求めることができる」とあるのは、「当該統計報告の徴集を中止し、又は変更するものとする」とする。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第十二条の三 第四条第一項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によつて得られた個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。)については、これらの法律の規定は、適用しない。

(報告調整官)

第十三条 この法律の実施に関し、総務省と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部内に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれを命ずる。

(権限の委任)

第十四条 総務大臣は、政令で定めるところにより、第五条、第六条、第九条及び第十条に定める権限について、統計法第十八条の三に規定する者に委任することができる。

(施行命令)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(略)

5 統計報告調整法施行令

(昭和二十七年八月三十日政令第三百九十六号)

(文教研修施設、医療更生施設等)

第一条 統計報告調整法(以下「法」という。)第三条第一項第二号の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条若しくは第五十五条若しくは宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所のうち、国又は地方公共団体が設置するもの

(統計審議会への諮問)

第一条の二 総務大臣は、統計報告の徴集(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査と密接な関連を有すると認められるものに限る。)について、法第四条第一項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かなければならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(承認期間の変更の公示)

第二条 総務大臣は、法第九条第二項の規定に基づく処分を行つた場合には、当該統計報告の名称、承認番号及び短縮した承認期間並びに当該行政機関の名称を官報で告示するものとする。

2 前項の規定は、法第九条第二項の規定に基づく処分を変更する処分を行つた場合に準用する。

(適用除外)

第三条 法第十二条の規定による政令で定める行政機関が政令で定める事務に関して行う統計報告の徴集は、次の各号に掲げる行政機関がそれぞれ当該各号に定める事務に関して行うものとする。

- 一 国家公安委員会 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五条第二項に規定する事務
- 二 防衛庁 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)に規定する防衛庁の所掌事務(同法第五条第二十五号に規定する事務及び同法附則第二項の表平成

二十年五月十六日までの間の項事務の欄に掲げる事務を除く。)

三 総務省 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第五十八号から第六十二号までに規定する事務

四 公安調査庁 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)第四条第一号に規定する事務

五 財務省 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第四条第二十三号から第二十七号まで及び第四十八号に規定する事務、同条第四十九号に規定する事務(財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務に限る。)、同条第五十号に規定する事務(金の輸出入の規制に関する事務に限る。)、並びに同条第六十七号に規定する事務(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第八条の通貨の指定に係るもの及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二百条第一項の統計に係るものに限る。)

六 国税庁 財務省設置法第四条第十七号に規定する事務、同条第十九号に規定する事務(酒税の保全に関する制度の企画及び立案に関する事務を除く。)、同条第二十号に規定する事務及び同条第六十七号に規定する事務(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條の割増金の徴収に係るものに限る。)

七 海上保安庁 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第五条第一号から第十六号までに規定する事務、同条第二十六号に規定する事務(同条第一号から第十五号までに規定する事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関する事務に限る。)、及び同条第二十七号に規定する事務

(権限の委任)

第四条 法第五条、第六条、第九条及び第十条に規定する総務大臣の権限は、総務省政策統括官(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。)が行う。

附 則(略)

指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領

平成 17 年 8 月 15 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第 1 目 的
- 第 2 定 義
- 第 3 承認に当たっての原則
- 第 4 承認申請の手続
- 第 5 申請文書の記載事項
- 第 6 各記載事項の記載要領及び添付書類並びに承認基準
- 第 7 申請文書の審査手続等

第 1 目 的

この要領（以下「本要領」という。）は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づく指定統計調査調査票の統計上の目的以外の使用に関する承認申請に係る事務処理の明確化、能率化及び統一化を図ることを目的とするものである。

第 2 定 義

1 調査票

本要領において「調査票」とは、指定統計調査について、個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書（電磁的記録を含む。）をいう。したがって、中間集計表等も「調査票」に該当することがある。

2 統計上の目的

本要領において「統計上の目的」とは、統計法第 7 条第 1 項又は同条第 2 項に基づいて総務大臣の承認を受けた当該指定統計調査の調査要綱に規定されている範囲の指定統計等を作成することをいう。

3 行政機関

本要領において「行政機関」とは、内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関並びに法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関をいう。

第 3 承認に当たっての原則

1 総 則

調査票を、統計上の目的以外の目的で使用すること（以下「目的外使用」という。）は、本要領で定

める基準に合致する場合においてのみ承認することとする。

2 承認の基本的基準

承認の基本的基準は、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、その使用が公益性の高いものであると認められる場合とする。

個々の承認申請については、申請に係る文書（以下「申請文書」という。）の各事項ごとに承認基準に基づき審査し、承認するか否かを決定する。

申請文書の各事項ごとの承認基準は本要領第6の各項目に規定するところによる。ただし、総務大臣がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

第4 承認申請の手続

1 個別的承認の申請

(1) 総則

承認の申請は、調査票使用申請者が、事前に総務大臣あての申請文書正副2通をもって行うものとする。申請文書は、調査実施者への依頼文書を添えて調査実施者を經由することとし、調査実施者は当該申請内容に対する意見を付して、正本を総務大臣（具体的には、総務省政策統括官付統計審査官）に送付するものとする。

この場合「事前に」とは、申請文書が総務大臣に到達することが、使用開始希望日の24日以上前であることを要する。

なお、調査実施者の意見の名義人については、当該調査を実施する機関の長であることを要しない。

(2) 電子情報処理組織を利用した申請（いわゆる「オンライン申請」）

申請者は、調査実施者の定めるところにより、前記(1)に規定する申請文書を、調査実施者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査実施者に送付することができる。また、この方法で申請文書の送付を受けた調査実施者は、当該申請文書を総務大臣の定めるところにより、総務省の使用に係る電子計算機と調査実施者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して総務大臣に送付することができる。

ただし、添付書類のうち、原本によらなければならない等の理由により、電子情報処理組織を使用して総務大臣に送付することができないものについては、申請文書とは別に、持参又は郵送の方法により提出するものとする。

2 包括的承認の申請

(1) 総則

行政機関又は地方公共団体等の職員により、同一の目的により反復して調査票を使用することが見込まれる場合には、調査実施者又は「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）第1の6(1)に基づく「事業所・企業データベース」の管理者は、あらかじめ包括的な承認（以下「包括的承認」という。）について申請を行うことができる。

その他包括的承認に関する申請の手続は、前記1の個別的承認の手続に準ずるものとする。

(2) 事務処理要領の策定

包括的承認の申請者は、申請を行うに当たって、当該包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外

使用の事務処理に関する要領（以下「事務処理要領」という。）を定めなければならない。

当該事務処理要領には、本要領を踏まえ次のアからオまでに掲げる事項について定めなければならない。

- ア 使用承認権者
- イ 使用承認申請の方法
- ウ 承認の基準
- エ 審査後の手続
- オ 承認後の使用状況の確認

第5 申請文書の記載事項

1 申請文書に記載を要する事項

申請文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載がなければならない。

- ア 指定統計調査の名称
- イ 調査票の使用目的
- ウ 調査票の使用者の範囲
- エ 使用する調査票の名称及び範囲
 - (ア) 名 称
 - (イ) 年 次
 - (ウ) 地 域
 - (エ) 属性的範囲
- オ 使用する調査事項
- カ 使用方法
- キ 使用期間
- ク 使用場所
- ケ 結果の公表方法及び公表時期
- コ 転写書類の使用後の処置

2 包括的承認の申請を行う場合にのみ記載を要する事項

包括的承認を申請する場合は、前記1の事項に加え、次のア及びイに掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 包括的承認に係る調査票使用の個別申請・承認に関する事項
- イ 包括的承認がなされた範囲内における個別の目的外使用状況報告に関する事項

3 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申請全体について改めて承認申請を必要とする。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更の場合については、この限りではない。

第6 各記載事項の記載要領及び添付書類並びに承認基準

1 指定統計調査の名称

記載要領

申請に係る指定統計調査の名称を記載すること。

記載例

調査（指定統計第 号を作成するための調査）

2 調査票の使用目的

(1) 記載要領及び添付書類

調査票を使用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載すること。

なお、行政機関等からの委託又は補助を受けて行う研究等の一環として調査票を使用する場合には、委託又は補助の関係を示す文書の写し及び研究等の概要に関する資料を添付すること。

記載例

- ・「基本計画」を策定するための基礎資料として、……の実態を把握する。
- ・ 省の補助金を受けて行う「……に関する研究」の一環として、……について分析する基礎資料を得る。
- ・ 統計調査を実施するに当たっての調査対象を選定する。

(2) 承認基準

使用目的が、次のいずれかであることが必要である。

ただし、徴税又は犯罪等の捜査の目的のために使用することは認められない。

ア 統計一般の目的であること

「統計一般の目的」とは、指定統計以外の統計を作成すること、他の統計調査の結果と合わせて新たな統計を作成すること、統計調査の調査対象名簿を作成すること等のために使用することをいう。

使用した結果が行政上に利用される場合は、原則として問題はない。学問的研究に利用される場合には、その研究が高度に専門的な研究であり、かつ、公益性の高いものであることが必要である。

イ 名簿の作成であること

「名簿」とは、前記アに掲げる目的で作成されるもの以外の名簿をいう。具体的には、工場名簿、商店名簿等を作成することをいう。

作成された名簿が行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとする。ただし、作成した名簿を、個々の調査対象に対する行政処分や行政指導を行うために用いてはならない。

ウ 事例研究を行うために必要であること

「事例研究」とは、前記ア記載のような統計的加工を行うことなく、個々の調査票の申告内容を、そのまま研究分析することをいう。

当該研究が、行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとする。

エ 統計法又は同法に基づく法令の規定の違反事件を処理するために必要であること

3 調査票の使用者の範囲

(1) 記載要領及び添付書類

ア 調査票を使用する者について、その所属機関名、役職名等を記載すること。（包括的承認の申請

に当たっては、この限りではない。)

組織で使用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織をできるだけ限定的に記載すること。

記載例

- ・ 省 局 課 係の職員
- ・ 県 課の 担当職員
- ・ 大学経済学部教授 (氏名)
- ・ から集計事務を受託した株式会社 の 部 課の電子計算機担当職員

(包括的承認の申請の場合)

- ・ 各都道府県の 主管課の職員

イ 誓約書等の添付

(ア) 個別的承認の申請

a 誓約書の添付

行政機関若しくは地方公共団体の職員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は法令の規定により公務に従事するとされている者(以下、一括して「公務員等」という。)以外の者が使用する場合には、厳格に秘密を守る旨を記載した誓約書を添付すること。

b 目的外使用に係る業務を委託等する場合の契約書等の添付

(a) 申請者が、目的外使用に係る業務を公務員等以外の者に委託等する場合には、申請者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しも添付すること。

なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式第1号の文書を作成の上、添付すること。

(b) 契約に当たっては、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずること。

善良なる管理者の注意義務に関する事項

秘密保持義務に関する事項

適正管理義務に関する事項

調査票の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項

調査票等の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する

事項

業務の再委託の禁止に関する事項

調査票の管理状況についての検査に関する事項

事故又は災害発生時における報告に関する事項

違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

c 公益性を示す文書の添付

後記(2)の承認基準イ(イ)cに該当する場合には、当該使用が公益性を有する旨の行政機関の文書を添付すること。

(イ) 包括的承認の申請

包括的承認の申請においては、誓約書並びに契約書及び覚書を添付することを要しないが、事務処理要領中において、当該包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用の申請の際、前記

(ア)に準じて、これらの文書を添付することを明記した規定を置くこと。

(2) 承認基準

調査票の使用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して使用する場合であることが必要である。

ア 公務員等に該当する者については、基本的に問題はない。ただし、国公立の学校、研究所及び病院の役職員（国立大学法人又は公立大学法人の教員、独立行政法人国立病院機構の役職員、医師等を含む。）は、後記イに該当するものとして扱う。

イ 大学、病院、研究所その他これらに相当する研究施設（以下、一括して「研究機関等」という。）に勤務する前記ア以外の職員については、次の（ア）及び（イ）のとおりとする。

（ア）公務員等の所属する機関の長が申請者である場合で、申請中の使用者に研究機関等の職員が含まれる場合については、基本的に問題はない。公務員等の所属する機関から集計事務等の業務を受託した場合も同様である。

（イ）研究機関等自らが申請者となる場合については、公益性の観点から、以下のaからcまでのいずれかを充足する必要がある。

- a 行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用するものであること
- b 行政機関又はそれに準ずる機関から委託又は補助を受けて行う研究等の一環として使用するものであること
- c 行政機関又はそれに準ずる機関による当該使用が公益性を有する旨の文書が添付されていること

4 使用する調査票の名称及び範囲

(1) 記載要領

ア 名称

使用する調査票の様式名を記載すること。

なお、様式が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する等、分かりやすくなるよう配慮すること。

記載例

- ・ 調査票（甲及び乙）
- ・ 調査票（ 用）
- ・ 調査票（ 用）
- ・ 調査票（ 用）

イ 年次

どの時点の調査票であるかを記載すること。

なお、時点によって、使用する調査票が異なる場合には、それが明確になるように記述すること。

記載例

- ・ 平成 14 年及び 15 年
- ・ 平成 13 年 4 月分から 13 年 12 月分までの各月分
- ・ 平成 14 年（ 票、 票、 票）平成 15 年（ 票のみ）

ウ 地域

どの地域の調査票であるかを記載すること。

同一申請中に複数の使用者が存在し、使用者によって、それぞれ使用する調査票の地域的範囲が異なる場合には、この部分において記載すること。

記載例

- ・全国
- ・ 県分
- ・ が使用する場合にあっては全国、 が使用する場合にあっては、その 県に係るものに限る。

エ 属性的範囲

特定の属性的範囲について使用する場合に記載すること。この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。

記載例

- ・従業員 30 人以上の事業所
- ・資本金 1000 万円以上の法人

(2) 承認基準

調査票の範囲は、使用目的から判断して、できるだけ限定することが望ましい。

なお、将来行われる調査で用いられる同一の調査票についても同一目的で使用する事が予定されている場合には、将来の年次に係る分の使用について、当該申請に併せて承認することができるものとする。承認された後、申請文書の記載内容に変更が生じた場合には、本要領第 5 の 3 と同様の取扱いとする。

5 使用する調査事項

(1) 記載要領及び添付書類

ア 調査票の調査事項のうち、使用する事項をすべて記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する等、分かりやすくなるよう配慮すること。

イ 調査対象の名称を使用する場合には、名称を使用する理由を明確にすること。

記載例

- ・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額

(2) 承認基準

使用する調査事項は、使用目的から判断して、できるだけ限定することが望ましい。

なお、調査対象の名称は、調査対象名簿その他の名簿の作成が使用目的とされている場合又は複数の統計調査の結果を結合する過程で使用する場合以外は使用しないことを原則とする。

6 使用方法

(1) 記載要領及び添付書類

ア 調査票を使用する方法について、誰が、どこで、どのような方法で使用するのかについて具体的に記載すること。その際、閲覧、転写、集計の別を明示すること。

イ 転写する場合には転写様式を、集計する場合には集計様式を添付すること。

記載例

- ・ 省 局 課の 担当職員が、同課内において、 調査票の内容を記録した磁気テープから「使用する調査事項」欄記載の内容を磁気テープに転写する。転写様式は別添 1 のとお

り。 県 部 課の 担当職員が、同課内において前記磁気テープを用いて集計を行う。
集計様式は別添2のとおり。

(2) 承認基準

ア 使用方法については、転写した後に集計する場合が一般的である。したがって、閲覧のみを内容とする申請に対しては、特に慎重な審査を必要とする。

イ 申請に係る指定統計調査の結果として既に公表されている内容や他の統計調査の結果等を利用することにより調査票の使用目的を達することができる場合には、認められない。

7 使用期間

(1) 記載要領

希望する使用期間について、その始期と終期を記載すること。特に終期については、年月日が特定できるようにすること。

記載例

- ・平成16年7月1日から同年11月30日までの間
- ・公示の日から平成 年 月 日までの間
- ・公示の日から1か月間

(2) 承認基準

使用期間は、できるだけ短期間であることが望ましい。

8 使用場所

(1) 記載要領

調査票を使用する場所を具体的に記載すること。

記載例

- ・ 省 局 課電子計算機室内
- ・ 県総務部統計課内

(2) 承認基準

ア 調査票の原票を使用する場所は保管場所である公務所内とし、保管場所から持ち出して使用する
ことは、原則として認めない。

ただし、統計法違反事件の処理のために使用する場合には、この限りではない。

イ 調査票の原票の内容が転写された電磁的記録を使用する場合には、保管場所である公務所以外の
電子計算機の所在場所での使用を認める。

ただし、調査票の使用場所はできるだけ限定する。

9 結果の公表方法及び公表時期

(1) 記載要領

使用した結果を公表するか否かを記載すること。

公表する場合には、その方法及び時期を明記するとともに、個々の調査対象に関する事項の秘匿に
ついて配慮する旨を併記すること。公表しない場合は、その理由を明記すること。

記載例

- ・集計結果は、平成14年3月末日までに印刷物(その名称を明記)として公表する。なお、公表

の際、事業所数が1若しくは2となる場合には秘匿するほか、3以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。

- ・ 統計調査の調査対象名簿として使用し、公表しない。

(2) 承認基準

- ア 閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは、特に認めた名簿を除き、認められない。
- イ 集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が漏れないように措置することが必要である。

10 転写書類の使用後の処置

(1) 記載要領

転写するために調査票を使用する場合には、転写した書類(電磁的記録を含む。)の保管場所、保管期間、保管責任者を明記し、さらに保管終了後の処置(焼却、消去、返納、溶解又は裁断(以下「廃棄」という。))について記載すること。

なお、調査票を使用する過程で個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表ができる場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様とする。

記載例

- ・ 転写した書類については、当該目的以外に使用しないこととし、使用終了後直ちに焼却する。また、集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、使用終了後直ちに焼却する。
- ・ 公表後、1か月間、県総務部統計課(責任者、統計課長)において保管する。その後、直ちに焼却する。

(2) 承認基準

転写書類は、使用後直ちに廃棄されることを原則とする。

使用後においてやむを得ず相当期間保管する場合には、その場所及び責任者がそれぞれ公務所内及び公務員であることが望ましく、保管期間はできるだけ短期間にとどめるべきである。

11 包括的承認に係る調査票使用の個別申請・承認に関する事項

記載要領及び添付書類

ア 包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用について、本要領第4の2(2)に規定された事務処理要領による手続を経る旨を記載すること。

イ 申請文書に記載するに当たっては、「調査票使用の個別申請・承認」等を事項名とすること。

ウ 本要領第4の2(2)に規定された事務処理要領を参考として添付すること。

記載例

- ・ 使用者が調査票を使用しようとする場合は、省 局 部長が定めた「調査の調査票の使用に関する事務処理要領」に基づき、次に掲げる事項について、あらかじめ承認を得なければならない。
 - (1) 指定統計調査の名称
 - (2) 調査票の使用目的
 - (3) 調査票の使用者の範囲
 - (4) 使用する調査票の名称及び範囲

- (5) 使用する調査事項
- (6) 使用方法
- (7) 使用期間
- (8) 使用場所
- (9) 結果の公表方法及び公表時期
- (10) 転写書類の使用後の処置

12 包括的承認がなされた範囲内における個別の目的外使用状況報告に関する事項

記載要領

ア 包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用について、その使用状況を、総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務を分掌するものに限る。以下「政策統括官（統計基準担当）」という。）に報告する旨を記載すること。

イ 申請文書に記載するに当たっては、「調査票の使用状況の報告」等を事項名とすること。

記載例

- ・ 省 局 部長は、調査票の使用状況について、毎年度終了後速やかに、政策統括官（統計基準担当）に報告する。

なお、政策統括官（統計基準担当）は、調査票の使用状況に関し、必要に応じて報告を求めることができる。

第7 申請文書の審査手続等

1 審査担当部署

申請文書に関する審査は、内容審査を総務省政策統括官付統計審査官が行い、形式審査を総務省政策統括官付統計企画管理官が行う。審査に当たっては、審査報告書（様式第2号）を作成する。

2 審査等に要する期間

審査担当部署は、申請文書を受理してから原則として24日以内に、当該申請に対する承認又は不承認の通知及び承認した場合の公示を行うものとする。

3 審査後の手続等

(1) 承認した場合

ア 通知書の送付

総務大臣は、申請者に対し、調査実施者を經由して、承認通知書（様式第3号）を送付するとともに、調査実施者に対して、申請者に対する通知書の写しを添付の上、承認した旨の通知書（様式第4号）を送付する。

申請事項を変更し、又は、条件を付して承認した場合には、その事項も併せて通知する。

なお、統計法第15条第2項において「承認を得て使用の目的を公示したものについて」と規定されているとおり、申請者が、承認した旨の通知書を受領したのみでは調査票を使用することはできず、後記イ記載の公示をもって使用が可能となる。

イ 公 示

総務大臣は、当該目的外使用の申請を承認した後、統計法第15条第2項の規定に基づき、公示

の手続を行う。公示は、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 6 条の規定に基づき、総務省告示を官報に掲載することによって行うものとし、告示には、指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用者の範囲を公示する。

ウ 調査票の使用状況の確認

（ア）申請者は、使用期間終了後（使用終了後、一定期間保管する場合には、保管期間終了後）速やかに、転写書類（個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表を含む。）の使用後の処置について、様式第 5 号により、総務大臣に報告するものとする。

なお、包括的承認の申請にあっては、調査実施者又は「事業所・企業データベース」の管理者は、承認の範囲内で行われる個別の目的外使用についても事務処理要領に基づき、同様の措置を講ずるものとする。

（イ）総務大臣は、承認後の調査票の使用状況を確認する必要がある場合には、統計法第 16 条の 2 の規定に基づき、上記（ア）以外に報告を求めることができる。

（ 2 ）承認しない場合

総務大臣は、申請者に対し、調査実施者を經由して不承認通知書（様式第 6 号）を送付するとともに、調査実施者に対して申請者に対する通知書の写しを添付の上、承認しない旨の通知書（様式第 7 号）を送付する。

申請者（行政機関及び地方公共団体を除く。）に対する不承認通知書には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 57 条第 1 項の規定に基づく不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく取消訴訟の提起に関する教示を付記するものとする。

（ 3 ）電子情報処理組織を利用した通知書の送付

通知書は、総務大臣の定めるところにより、総務省の使用に係る電子計算機と調査実施者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査実施者に送付することができる。通知書の送付を受けた調査実施者は、申請者あての通知書について、調査実施者の定めるところにより、調査実施者の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請者に送付することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 昭和 40 年 2 月 26 日付け行政管理庁長官決定「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」は、この要領の施行をもって廃止する。

様式第1号（申請時に契約関係書類を添付できないときの代替文書）

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者

統計調査調査票の使用申請に係る集計等業務委託契約
における秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請した 統計調査調査票の使用申請については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

善良なる管理者の注意義務に関する事項

業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項

関係資料の適正管理義務に関する事項

調査票の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項

調査票等の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項

業務の再委託の禁止に関する事項

調査票の管理状況についての検査に関する事項

事故又は災害発生時における報告に関する事項

違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

審 査 報 告 書

平成 年 月 日
担 当 者 :

下記のとおり審査した。

使用申請者		対平成 年 月 日付け	第 号
調査の名称		使用開始希望日	告示の日から 平成 年 月 日から
使用する調査票 (注1)	1	2	
	3	4	

第6条に規定した各事項の承認基準との照合(注2)

項 目	申 請 内 容	基準に合致	所見に記載
調査票の使用目的	統計一般 名簿作成 事例研究 統計法違反処理		
調査票の使用者の範囲	行政機関職員 地方公共団体職員 法令により公務に従事する職員(注3) 大学職員 病院職員 民間企業職員 その他(注4)		
使用する調査票	年次 地域		
使用する調査事項のうち、調査対象の名称に関する事項の使用の有無	使用する 使用しない		
使用方法	閲覧 転写 集計		
使用期間	1か月未満 1か月以上6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上		
	使用終了期日 告示の日から()満了日 平成 年 月 日		
使用場所	保管場所内 保管場所以外の公務所内 電子計算機所在場所内 その他		
結果の公表	す る し な い		
転写書類の使用後の処置(注5)	焼却 消去 返納 溶解 裁断		

第4条第1項(1)に規定された調査実施者の意見	承認されたい	条件付きで承認されたい	不承認とされたい
-------------------------	--------	-------------	----------

審査結果	承認して差し支えない	条件付きで承認すべき	不承認が適当である
------	------------	------------	-----------

官報告示	できるだけ早期に掲載	平成 年 月 日までに行うこと
------	------------	-----------------

[所 見] 別紙のとおり

- 注 1) 「使用する調査票」欄について、電磁的記録媒体の場合は、調査票の様式名の後ろに「()」書きで、MT、FD等と記載する。
- 2) 「第6条に規定した各事項の承認基準との照合」は、「使用する調査票」欄以外は、該当する部分に で囲む。なお、「基準に合致」「所見に記載」欄は該当する項目に「レ」印を付す。
- 3) 「調査票の使用者の範囲」欄の「法令により公務に従事する職員」には、法令により公務員の身分を有する者を含む。
- 4) 「使用者」欄の「その他」については、公益法人の職員等を想定している。
- 5) 「転写書類の使用後の処置」については、使用終了後、一定期間保管する場合には、保管期間終了後の処置を指す。

様式第3号（承認する場合の申請者への通知）

総 政 審 第 号
平成 年 月 日

殿

総 務 大 臣
総務省政策統括官

統計調査の調査票の使用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の事項を条件として、統計法第15条第2項の規定に基づき承認します。

されたので、命により通知します。

なお、以下の点に留意してください。

本承認に基づく公示は、平成 年 月 日の予定です。

使用後は、別紙により、転写書類の使用後の処置について速やかに報告してください。

承認事項に変更が生じたときには、改めて申請してください。

記

注1) 通知書の発出名義人については、通知相手方が各府省の大臣の場合にのみ総務大臣とし、それ以外の場合には、総務省政策統括官（統計基準担当）名義による依命通知とする。通知書の文言の下線部は、それらに合わせて選択する。（以下、様式第4号、様式第6号及び様式第7号についても同様とする。）

2) 本文中の別紙とは「様式第5号」を指し、通知書を送付する際に添付する。

3) 二重下線部は、条件付の承認の際にのみ記載する。

様式第4号（承認する場合の調査実施者への通知）

総政審第 号の2
平成 年 月 日

殿

総務大臣
総務省政策統括官

統計調査の調査票の使用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、別添写のとおり承認したので、

されたので、命により通知します。

なお、同封の承認通知書の申請者への送付及び調査票保管者への本件の通知方についてよろしく
お願いします。

注）調査票の保管者が、申請者又は調査実施者のいずれかである場合には、通知文のなお書き中「及び調査票保管者への本件の通知」を省略した内容で通知する。

様式第5号(転写書類の使用終了後の処置)

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

転写書類の使用後の処置について

平成 年 月 日付け(文書番号)で承認を受けた 統計調査調査票の使用に係る標記については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類の内容

2 処置の方法

(焼 却 消 去 返 納 溶 解 裁 断)

3 処置した者

4 処置した年月日

平成 年 月 日

注1) 転写書類には、個体識別できる中間集計表を含みます。

2) 「処置の方法」については、該当するものに を付してください。

3) 「処置した者」については、申請書の記載を踏まえて記述してください。したがって、組織的な使用をしている場合には、「 課 係の職員」と記述してください。

様式第6号（不承認とする場合の申請者への通知）

総 政 審 第 号
平成 年 月 日

殿

総 務 大 臣
総務省政策統括官

統計調査の調査票の使用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の理由により、承認しないこととしたので、通知します。

されなかったので、命により

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により異議申立てをすることができます。

また、この処分のあったことを知った日から6か月以内（処分のあったことを知った日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分のあったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定のあったことを知った日から6か月以内（決定のあったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができることとされています。

記

様式第7号（不承認とする場合の調査実施者への通知）

総政審第 号の2
平成 年 月 日

殿

総務大臣
総務省政策統括官

統計調査の調査票の使用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、別添写のとおり承認しないこととしたので、通知します。

されなかったので、命により

なお、同封の通知書の申請者への送付方についてよろしくお願いします。